

# 私的複製に関する諸外国調査

## 報告書

平成 30 年 3 月

公益社団法人著作権情報センター  
附属著作権研究所



## —目次— 私的複製に関する諸外国調査

第1章 調査研究の概要	1
1. 背景と目的	1
2. 調査研究方針	1
3. 調査及び執筆分担	2
第2章 ドイツにおける私的複製に対する報酬制度	3
1. はじめに	3
2. ドイツ法における私的複製報酬請求権	4
3. 報酬請求権の主体及び報酬義務者	7
4. 報酬請求権の対象機器・記録媒体	9
5. 報酬額の構成	10
6. 報酬額の決定方法	11
(1) 包括契約の合意	11
(2) 仲裁委員会又は裁判所による包括契約の決定	11
(3) 著作権管理団体により作成される片務的な報酬規程	12
7. 報酬収入の分配	12
8. 報酬義務の対象となる機器・記録媒体の決定の経緯	12
9. 共通目的基金	14
(参考2) 私的複製報酬請求権に関する EU 司法裁判所の判決	14
<私的複製報酬請求権の対象機器・記録媒体及び報酬規程>	19
第3章 フランスにおける私的複製に対する報酬制度	22
1. はじめに	22
2. 報酬請求権者	22
3. 決定機関	24
4. 課金対象・報酬額	27
(1) 課金対象	27
(2) 報酬額	29
5. 免除・返還制度	32
6. 公表	34
7. 文化目的事業	36
<別紙①：現在有効な料金表>	38
<別紙②：委員会決定の変遷>	43
第4章 ドイツ及びフランスにおける私的複製に対する報酬制度の概要	47
1. 私的複製に対する報酬制度	47

(1) ドイツ .....	47
(2) フランス .....	47
2. 報酬の請求権者及び支払義務者 .....	47
(1) ドイツ .....	47
(2) フランス .....	47
3. 対象機器・記録媒体 .....	48
(1) ドイツ .....	48
(2) フランス .....	48
4. 報酬額の決定 .....	48
(1) ドイツ .....	48
(2) フランス .....	49
5. 文化目的事業への支出.....	49
(1) ドイツ .....	49
(2) フランス .....	49

## 第1章 調査研究の概要

### 1. 背景と目的

著作権法第30条において、私的使用を目的とする複製は、権利者の許諾を得ずに行うことができるが、デジタル方式の高品質なコピーが大量に作成されることで生じる権利者の経済的な不利益を補償するため、私的録音録画補償金制度が平成4年より導入されている。本制度は、録音・録画に供される複製機器と記録媒体を政令で個別に指定し、対象となっている機器・媒体の製造業者等に協力義務を課すことで、これらの小売価格に上乗せして補償金を徴収し、文化庁の指定する管理団体に支払われる仕組みとなっている。

しかし、近年のデジタル技術の進展に伴った対象機器の追加に関して、関係者等との調整がしていないことから、私的使用を目的とした録音・録画に供されている機器・媒体について政令で指定がなされていない状況にある。

そうした状況を踏まえ、平成26年度より文化審議会において、音楽に関するクリエイターへの対価還元の現状や補償の範囲について議論が行われており、平成29年度においては、これまでの議論を踏まえ、まずは「録音」について焦点をあてて具体的な補償の手段の在り方について検討が行われた。

本調査は、今後の具体的な制度の在り方の検討に資することを目的とし、諸外国の最新の動向について調査を行うものである。

### 2. 調査研究方針

フランス及びドイツについて、私的複製に関する状況を、文献や裁判例等を基に調査を行い、その結果を報告書にまとめる。調査にあたっては、特に次の諸点を重点的に調べた。

#### 【重点項目】

- 補償金の対象機器・記録媒体
  - ・汎用機器が導入された背景
- 補償金の対象機器・記録媒体の決定方法及び根拠規定
  - ・決定に関する関係当事者の立場・役割
  - ・対象国の司法制度との関係性
  - ・決定後の公表主体や公表方法等
- 各対象機器の補償金額
- 補償金額の設定方法及び根拠規定
  - ※特にポータブルオーディオプレーヤー等の記録媒体一体型録音機器やパソコン・スマートフォン等の汎用機器について
    - ・決定に関する関係当事者の立場・役割
    - ・対象国の司法制度との関係性

- ・補償金額（定額・定率）の設定根拠

【その他】

- 業務・専門利用の例外措置について
- 補償金返還制度について
- 共通目的基金について

### 3. 調査及び執筆分担

#### (1) 調査分担

本報告書の調査分担は次のとおりである。

ドイツ： 三浦正広（国士舘大学法学部教授）

フランス： 財田寛子（公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所研究員）

#### (2) 報告書執筆分担

本報告書の執筆分担は次のとおりである。

執筆箇所	執筆担当
第1章 調査研究の概要	事務局
第2章 ドイツにおける私的複製に対する報酬制度	三浦正広
第3章 フランスにおける私的複製に対する報酬制度	財田寛子
第4章 ドイツ及びフランスにおける私的複製に対する報酬制度の概要	事務局

## 第2章 ドイツにおける私的複製に対する報酬制度

### 1. はじめに

ドイツ（当時の西ドイツ）においては、1965年に現行著作権法（Urheberrechtsgesetz: UrhG）が制定された際に私的録音報酬制度が導入された<sup>1</sup>。録音手段として当初のオープンリール式のテープレコーダーに代わり、カセットテープなどのコンパクトカセットが発明され普及したという録音技術の発達が当時の時代背景にある。著作権の制限規定（UrhG 53条1項、2項：2017年改正）に基づく私的使用のための複製等に対する補償として、著作者は、録音機器の製造者及び輸入者に対し、報酬請求権（Vergütungsanspruch）を有するものとされた。この報酬制度は、欧州ではオーストリア、フランス、オランダ、スペインへと拡大する<sup>2</sup>。ドイツでは、1985年の著作権法改正により、報酬請求権の対象は、従来の機器に加えて、記録媒体（生テープ）、さらに複写機に拡大されてきた。その後も連邦最高裁（BGH）の判例によって、報酬請求権の対象機器は、複製の方法についてアナログ方式とデジタル方式の区別なく、また、録音・録画の方法と複写の方法との区別なしに、リーダープリンター<sup>3</sup>、ファクシミリ<sup>4</sup>、スキャナー<sup>5</sup>、CD書き込み機<sup>6</sup>、DVD書き込み機、パソコン<sup>7</sup>、MP3プレイヤーへと拡大する。

本稿では、ドイツ著作権法における私的複製報酬請求権について、私的複製報酬制度の概要、報酬請求権の主体及び報酬支払義務者、対象機器及び記録媒体、報酬額、報酬額の決定方法、報酬収入の分配、及び報酬支払義務の対象となる機器及び記録媒体の拡大傾向について、さらに私的複製報酬制度をめぐるEU（欧州連合）の動向、及びEU司法裁判所（EuGH）の判決について紹介する。

#### **UrhG 53条 私的及びその他自己の使用のための複製**

**(1)** 私的使用のための、自然人による任意の記録媒体への著作物の個々の複製は、それが直接的であれ間接的であれ営利を目的とせず、かつ、明らかに違法に作成されたもの、又は、公の利用のために提示されているものを利用しない場合は、許容される。複製について権限を有する者は、それが無償で行われ、又は、任意の複写の方法もしくは類似の効果を有するその他の方法によって、紙もしくは類似の記録媒体に行われる場合は、複製物の部分を他人に作成させる

<sup>1</sup> 西ドイツの私的複製報酬制度に関する初期の文献として、半田正夫「私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音—西独著作権法53条5項制定の経緯—」北大法学論集17巻2号87頁（1966年）（同『著作権法の研究』（一粒社、1971年）309頁所収）、最近の事情を紹介するものとして、榎野睦子「欧州における私的複製課徴金制度をめぐる現状」コピーライト608号25頁（2011年）。欧州における私的複製報酬制度の歴史と発展について、Hugenholtz, *The Future of Levies in a digital Environment*, Institute for Information Law, p. 10, 2003; Hugenholtz, *The Story of the Tape Recorder and the History of Copyright Levies; in Copyright and the Challenge of the New*, p. 179, 2012.

<sup>2</sup> 「私的録音・録音と著作権に関する海外調査報告」（（社）私的録音補償金管理協会、（社）私的録音補償金管理協会、2006年）参照。

<sup>3</sup> BGH GRUR 1993, 553 -Readerprinter.

<sup>4</sup> BGH GRUR 1999, 928 -Telefaxgeräte.

<sup>5</sup> BGH NJW 2002, 964 -Scanner.

<sup>6</sup> OLG Stuttgart CR 2001, 817 -CD-Brenner.

<sup>7</sup> BGH GRUR 2011, 225 -PC; BGH GRUR 2012, 705 -PC als Bild- und Tonaufzeichnungsgerät.

こともできる。

(2) 次の各号に定める目的のために、個々の著作物の部分の複製物を作成すること、又は作成されることは許容される。

1. (削除)
2. 自己の管理保存のために複製する場合で、その複製が保存目的のために行われ、かつ自己の著作物の部分が複製の原本として利用される場合
3. 時事問題に関する自己の情報収集のために、放送される著作物を複製する場合
4. その他の自己の使用の場合
  - a) 公表されている著作物の部分、又は新聞もしくは雑誌において公表されている個々の記事を複製する場合
  - b) 絶版後少なくとも2年を経過した著作物を複製する場合

本項は、次の各号の場合に限って適用される。

1. 紙もしくは類似の記録媒体への複製が、任意の複写の方法もしくは類似の効果を有するその他の方法によって行われる場合
2. もっぱらアナログ方式で利用される場合

## 2. ドイツ法における私的複製報酬請求権

ドイツ著作権法 (UrhG) では、デジタル・ネットワーク時代における情報技術の発達は、著作権者の権利の内容自体を変化させている。元来、「著作権者の権利は、著作物との精神的及び人格的關係、並びに著作物の利用において著作権者を保護する」(UrhG 11 条 1 文) ものとなっていたが、2002 年の著作権法改正では、「著作権者の権利は、著作物の利用に関する相当の報酬 (angemessene Vergütung) を保障する」ものであると規定する条項が追加されている (UrhG 11 条 2 文)。UrhG 32 条以下に規定されている契約上の報酬請求権とともに、特定の制限規定について法定報酬請求権が規定されている。この法定報酬請求権は、著作権管理団体によって行使され、UrhG 11 条 2 文の意味において、著作権法の基本的な考え方を貫徹するものである。とりわけ重要な法定報酬請求権は、UrhG 54 条に基づく私的複製報酬請求権である。著作権者は、自己の著作物の経済的利用について関与する。この法定報酬請求権は、EU 情報社会指令における「公正な補償 (gerechter Ausgleich)」の概念と関連している。これは、EU 法独自の概念であり、EU 加盟国全域において統一的に解釈される必要がある。法定報酬請求権は、複製により生じる著作権者の不利益を相当の報酬によって補填するものである。ドイツにおける相当の報酬は著作権管理団体と報酬支払義務を負う製造者等の団体との協議により締結される包括契約に基づく包括報酬となっており、報酬規程 (Tarife) として適用される。

他方、EUでは2001年5月22日のEU情報社会指令<sup>8</sup>により、加盟国は、権利者に対する「公正な補償」を条件として、私的使用のための複製等の場合に制限を設けることが認められることとなった (指令5条2項a、b)。欧州において基本的人権として尊重される著作権者の権

<sup>8</sup> Richtlinie 2001/29/EG des Europäischen Parlaments und des Rates zur Harmonisierung bestimmter Aspekte des Urheberrechts und der verwandten Schutzrechte in der Informationsgesellschaft vom 22. Mai 2001 (ABl. Nr. L 167/10).

利は（世界人権宣言27条2項）、知的財産権の保護に関するEU基本権憲章17条2項（EU条約6条1項）によって保護され、そしてEU運用条約（The Treaty on the Functioning of the European Union）118条により、EU域内における統一的な保護が要求されているため、加盟国がおのおの導入している私的複製報酬制度に由来する個別的な問題と、EU指令における「公正な補償」の解釈論が大きな検討課題となっている。

ちなみにドイツでは、2016年及び2017年に私的複製報酬請求権に関する著作権関連法令が改正されている。私的複製報酬請求権とこれを管理する著作権管理団体との関係について規定していた著作権管理法（Urheberwahrnehmungsgesetz: UrhWG、1965年制定）が、著作権仲裁委員会施行令（Urheberrechtsschiedsstellenverordnung: UrhSchiedsV、1985年制定）と併せて、2016年に著作権管理団体系法（Verwertungsgesellschaftengesetz: VGG）として全面改正されている。そのうち、私的複製関連の規定については、著作物の学術的利用に関する著作権の制限規定の改正にともない（UrhG 60a条～60f条の追加、2017年改正、2018年3月1日施行）、私的又はその他自己使用のための複製に関するUrhG 53条の規定が改正<sup>9</sup>されているほか、私的複製報酬請求権に関するUrhG 54条の規定も文言の修正や条文の整理による改正が行われている。このように、ドイツにおいては私的複製に係る権利者の報酬は、著作権管理団体系法により規律される著作権管理団体と報酬支払義務者である製造業者との契約によることから、著作権法のみならず著作権管理団体系法にも私的複製報酬請求権に関する規程が置かれている。

#### **UrhG 11条**

著作者の権利は、著作物との精神的及び人格的關係、並びに著作物の利用において著作者を保護する。同時に、著作者の権利は、著作物の利用に関する相当の報酬を保障する。

#### **UrhG 54条1項（2017年改正）<sup>10</sup>**

著作物の性質により、著作権法53条1項又は2項もしくは60a条ないし60f条より許容されている複製が予測される場合、著作物の著作者は、機器・記録媒体、又はそれらが他の機器・記録媒体あるいはその他複製を行うための装置と結合して利用されるものの製造者に対して、相当の報酬の支払請求権を有する。

#### **UrhG 54h 条 著作権管理団体：報告の管理**

(1) 54条ないし54c条、54e条2項、54f条及び54g条に基づく請求権は、著作権管理団体だけが行使することができる。

#### **UrhG 第4節 授業、学術及び研究機関に関する法定許諾による利用**

#### **UrhG 60a 条 授業及び研修**

<sup>9</sup> 53条3項に規定されていた著作物の学術的利用に関する制限規定が削除され、新たにUrhG 60a条～60f条として規定された。

（参考）UrhG 54条1項（2007年改正）

著作物の性質により、UrhG 53条1項ないし3項により許容されている複製が予測される場合、著作物の著作者は、機器・記録媒体、又はそれらが他の機器・記録媒体あるいはその他複製を行うための装置と結合して利用されるものの製造者に対して、相当の報酬の支払請求権を有する。

<sup>10</sup> 著作隣接権者については、UrhG 83条（実演家）、85条4項（レコード製作者）、95条4項（映画製作者）に、それぞれ準用規定がある。

(1) 次の各号に掲げる者は、教育機関での授業及び研修における解説のために、営利を目的とせず、公表されている著作物の 15 パーセントまで、複製し、頒布し、公に利用可能化し、及びその他の方法で公に複製することができる。

1. 各事業の教育担当者及び参加者、
  2. 同様の教育機関の教育担当者及び試験担当者、
  3. 第三者であって、教育機関における授業又は研修の提供者による授業の提供を補助する者
- (2) 図表、同様の専門誌又は学術誌に掲載されている個々の論文、その他のわずかな範囲の著作物、及び絶版となっている著作物は、第 1 項とは異なり、全体を利用することができる。
- (3) 第 1 項及び第 2 項によって許されない利用は、次の各号に掲げる場合である。

1. 録画又は録音媒体への録音録画、及び公に演奏され、上演され、又は展示されている著作物の公の再生による複製、
2. 専ら学校の授業に適した特定の著作物であり、かつ学校に相応しく典型的な著作物の複製、頒布及び公の再生、及び、
3. 音楽の著作物の譜面上の描写による複製であって、第 1 項又は第 2 項による公の利用可能化のために必要とされない場合。

(4) 教育機関とは、幼児教育機関、学校、大学、及び職業教育又はその他の専門養成、並びに人間形成の教育機関をいう。

#### **UrhG 60b 条 授業及び研修教材**

(1) 授業及び研修教材の製作者は、その編集について、公表されている著作物の 10 パーセントまで複製し、頒布し、及び公に利用可能にすることができる。

(2) 第 60a 条第 2 項及び第 3 項が準用される。

(3) この法律の意味における授業及び研修教材とは、多数の著作者の著作物が結合され、かつ、営利を目的とせず、専ら教育機関（第 60a 条）における授業及び研修における解説のために適した特定の著作物であって、それ相応の典型的な編集物をいう。

#### **UrhG 60c 条 学術的研究**

(1) 次の各号に掲げる者は、非営利の学術的研究の目的のために、著作物の 15 パーセントまで複製し、頒布し、及び公に利用可能化することができる。

1. 自己の学術的研究に関する、特定の限定的な範囲の者、及び、
2. 個々の第三者であって、学術的研究の質の審査を補助する場合

(2) 自己の学術的研究のために、著作物の 75 パーセントまで複製することができる。

(3) 図表、同様の専門誌又は学術誌に掲載されている個々の論文、その他のわずかな範囲の著作物、及び絶版となっている著作物は、第 1 項及び第 2 項とは異なり、全体を利用することができる。

(4) それに対して、第 1 項ないし第 3 項によって許されないのは、著作物の公の演奏、上演又は展示を録画又は録音媒体に録音録画すること、そして後に公に利用可能化することである。

#### **UrhG 60d 条 原典及びデータの利用**

(1) 次の各号に掲げる場合には、学術的研究のために、多数の著作物（原典資料）をデジタルデータ化して利用することは許される。

1. 原典資料をデジタルデータ化し、体系的に複製する場合、とりわけ標準化、構造化及び分類化することにより利用される資料集を作成する場合、及び、
2. 共同の学術的研究に関する、特定の限定された範囲の者、及び学術的研究の質の審査のために、個々の第三者に対して資料集を公に利用可能化する場合。

この場合、利用者は、非営利の目的に限って利用することができる。

(2) 第 1 項に基づいてデータベースの著作物が利用される場合、それは、第 55a 条第 1 項による通常の利用とみなされる。第 1 項に基づいてデータベースの本質的でない部分が利用される場合、それは、データベースの通常の利用、及び第 87b 条第 1 項並びに第 87e 条の意味におけるデータベース製作者の正当な利益と調和するものとみなされる。

(3) 資料集及び原典資料の複製は、研究活動の終了により処分しなければならない。公の利用可能化は終了されなければならない。ただし、資料集及び原典資料の複製は、永久的保管のために、第 60e 条及び第 60f 条に規定されている研究機関に送信することは許される。

#### **UrhG 60e 条 図書館**

(1) 直接的にも間接的にも営利を目的としない、公に利用される図書館（図書館）は、所蔵又は展示している著作物を、利用可能化、インデックス作成、分類、保存及び修復の目的のために、たびたび、そして技術的に限定的な変更を加えて、複製し、又は複製させることができる。

(2) 図書館は、所蔵する著作物の複製を他の図書館又は第 60f 条に規定されている研究機関に、修復の目的のために頒布することができる。図書館は、修復された著作物、及び新聞の複製物、図書館が所蔵する絶版となっている、又は破壊された著作物を貸与することができる。

(3) 図書館は、公の展示との関係において、又は図書館が所蔵する資料について行われる場合は、第 2 条第 1 項第 4 号ないし第 7 号に規定されている著作物の複製を頒布することができる。

(4) 図書館は、利用者が研究又は私的な調査のために、図書館が所蔵する著作物を館内の端末機を用いて利用可能化することができる。図書館は、著作物の 10 パーセントまで、及び専門誌又は学術誌における個々の図表、論文、その他のわずかな範囲の著作物、並びに絶版となっている著作物を、営利を目的とせずに、利用者が端末機を用いて複製することを可能にすることができる。

(5) 図書館は、営利を目的としない利用者の個々の注文に応じて、発行されている著作物の 10 パーセント、及び専門誌又は学術誌において発行されている個々の論文の複製を送信することができる。

#### **UrhG 60f 条 アーカイブ、博物館及び教育機関**

(1) 直接的又は間接的に営利を目的としない、アーカイブ、映像又は音声記録の保管施設、及び公に利用される博物館並びに教育機関（第 60a 条第 4 項）について、第 5 項の例外を含めて第 60e 条が準用される。

(2) 公共の利益に資するアーカイブは、所蔵する保存資料として記録するために、著作物を複製し、又は複製させることができる。除外されたものは、現存する複製を遅滞なく処分しなければならない。

### **3. 報酬請求権の主体及び報酬義務者**

ドイツ著作権法では、著作権の制限規定として、自然人による私的使用のための著作物の複製は、直接的にも間接的にも営利を目的とせず、明らかに違法に作成されたもの、又は公衆による利用が可能とされたものを複製して利用する場合でないかぎり、許容される（UrhG 53条1項）、及び学術的利用などの特定の目的に限定して、一定の要件の下で著作物の一部を複製し、又は全部を複製することが許容されている（UrhG 53条2項、60a条～60f条）。ドイツにおける私的複製報酬制度は、私的使用のための複製及びその他自己の使用のための複製を許容しているこれらの規定を根拠として運用されている。したがって、この報酬請求権の主体は、著作者及び著作隣接権者であるが（UrhG 54条1項、83条、85

条4項及び95条4項)、これを行使することができるのは、個々の著作者ではなく、著作者から、法律の規定に基づいて契約によって権利の譲渡を受けている著作権管理団体に限定される (UrhG 54h条1項)。著作者から報酬請求権の譲渡を受ける団体は、私的録音録画権センター (ZPÜ : Zentralstelle für private Überspielungsrechte)<sup>11</sup>を構成する次の9団体である。

私的録音録画権センター (ZPÜ) の構成団体

- ①GEMA: Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte (演奏権及び複製権)
- ②GÜFA: Gesellschaft zur Übernahme und Wahrnehmung von Filmaufführungsrechten mbH (上映権の譲渡及び管理)
- ③GVL: Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH (著作隣接権)
- ④GWFF: Gesellschaft zur Wahrnehmung von Film- und Fernsehrechten mbH (映画及びテレビ放送に関する権利の管理)
- ⑤TWF: Treuhandgesellschaft Werbefilm mbH (広告映像)
- ⑥VFF: Verwertungsgesellschaft der Film- und Fernsehproduzenten mbH (映画及びテレビ放送の製作)
- ⑦ VGF: Verwertungsgesellschaft für Nutzungsrechte an Filmwerken mbH (映画の著作物に関する利用権)
- ⑧ VG Bild-Kunst: Verwertungsgesellschaft Bild-Kunst (美術・芸術)
- ⑨ VG Wort: Verwertungsgesellschaft WORT (文芸・学術)

私的複製報酬請求権は、著作物の性質に応じて複製されることが予定される著作物にのみ発生する。2008年1月1日以降、録音・録画による複製と複写による複製は同様に取扱われ、現行規定は、著作物の種類に関係なく、報酬義務のある著作物及び複製の方法について規定している (UrhG 53条、54条)。報酬義務のある著作物の著作者だけが、権利管理団体による報酬の分配を受けることが可能である。

---

<sup>11</sup> ZPÜは、2011年11月29日の社団構成団体の決議による社団契約によって構成されている民法上の社団である。この著作権管理団体間の社団契約 (Gesellschaftsvertrag) に基づいて、著作権管理団体であるGEMA、GVL、VG WORT、GÜFA、GWFF、VG Bild-Kunst、VFF、VGF及びTWFは、民法上の社団 (Gesellschaft) を構成している。その構成団体は、著作権管理法1条、2条、18条に基づき、ドイツ特許商標庁の許可を得た著作権管理団体に限定される。

ZPÜによると、この社団の目的は、「機器及び記録媒体自体又はその他の機器、記録媒体もしくは複製装置と結合して利用される機器及び記録媒体の製造者、販売者及び輸入者に対し、著作権法53条1項ないし3項に基づくオーディオ著作物及び視聴覚著作物の複製に関する報酬、情報提供及び申告に関する請求権を行使すること」である。この社団は、著作権管理団体による徴収を請け負う権限をも有する。社団構成団体は、UrhG 53条1項ないし3項に基づくオーディオ著作物又は視聴覚著作物の複製について、管理のために委託された請求権を社団に提供し、社団は、自己の名において、委託された請求権を管理する。

実態としては、業務の執行及び代理について、GEMAが独占的な権限を有しており、GEMAは、社団の名称を使用して当該業務を執行している。なお、業務の執行は、社団構成団体の決議に基づいて行われる。

この私的複製報酬制度は、次章のとおり、情報社会における第2次著作権法改正 (Zweiter Korb) により改正された (2007年改正、2008年1月1日施行)。

#### 4. 報酬請求権の対象機器・記録媒体

私的及びその他自己の使用のための複製 (UrhG 53条1項、2項)、及び授業、学術及び研究機関による使用 (UrhG 60a条～60f条) に関する規定に基づき、著作者は、著作物を複製するために利用される機器・記録媒体、及びそれらと結合して利用される周辺機器の製造者 (Hersteller) に対して、相当な報酬の支払を請求する権利を有するものとされている (UrhG 54条1項)。報酬義務について規定する UrhG 54条1項 (2007年改正前) は、「著作物の性質にしたがい、第53条第1項又は第2項に基づいて、録音・録画媒体への放送の録音・録画による、又は、録音・録画媒体から他の媒体への書き込み (ダビング) による著作物の複製が予測される場合、当該著作物の著作者は、明らかにそのような複製が行われるものと予定される機器 (1号) 及び録音・録画媒体 (2号) の製造者に対し、機器及び録音・録画記録媒体の販売により、そのような複製が行われる可能性について相当の報酬の支払請求権を有する。」と規定していた。

このように、かつては規定の文言が曖昧であったために、「明らかにそのような複製が行われるものと予定される機器及び記録媒体」の解釈をめぐって権利者団体と製造者との間の紛争や訴訟が絶えなかったが (UrhG 旧54条 (2007年改正前))、そのようなトラブルを回避するために、現行法では「著作物の性質により、著作権法53条1項ないし3項により許容されている複製が予測される場合、著作物の著作者は、機器・記録媒体、又はそれらが他の機器・記録媒体あるいはその他複製を行うための装置と結合して利用されるものの製造者に対して、相当の報酬の支払請求権を有する。」 (UrhG 54条1項) と規定された (2007年改正、2008年1月1日施行)。さらに2017年の法改正では、UrhG 53条1項、2項に加えて、60a条ないし60f条に基づく複製 (私的複製) を行うために利用される機器・記録媒体の製造者は報酬義務を負うとされた。製造者とともに、それらの機器・記録媒体の販売者 (Händler) 及び輸入者 (Importeur) も製造者と同様の報酬義務を負うものとされている (UrhG 54b条)。

前述したように、ドイツにおいて私的複製報酬請求権が導入された当時、報酬請求権の対象は録音機器に限定されていたが、録音の記録媒体、録画の機器・記録媒体、複写による複製機器へと拡大している。導入当初はアナログ形式の複製機器しか存在しなかったために、報酬請求権の対象は必然的にアナログ形式の録音機器であったが、その後の複製技術の発展とともにデジタル形式の複製機器が登場しても、アナログ形式とデジタル形式の区別はなく、複製の形式や態様を問わず、著作権法上の私的複製を行うことが可能な機器・記録媒体が報酬義務の対象となっている。なお、アナログ形式とデジタル形式の違いは、報酬額に反映されているにすぎない。

報酬義務の対象機器・記録媒体の主な分類は次のとおりである。

- ① パソコン及び書き込み機
- ② タブレット
- ③ ハードディスク
- ④ 携帯電話<sup>12</sup>
- ⑤ 録音・録画機器
- ⑥ USB メモリー/ メモリーカード
- ⑦ 録音・録画記録媒体
- ⑧ その他の記録メディア

#### **UrhG 54b 条**

(1) この法律の適用領域に機器又は記録媒体を業として輸入し、又は再輸入する者、及びそれらを販売する者は、製造者とともに、連帯債務者として責任を負う。

### **5. 報酬額の構成**

#### **UrhG 54a 条**

(1) 報酬額は、機器及び記録媒体が、第 53 条第 1 項もしくは第 2 項又は第 60a 条ないし第 60f 条に基づく複製のために事実上典型的に利用される程度を基準とする。その場合、第 95a 条に基づく技術的保護手段が当該著作物に適用される程度を考慮しなければならない。

(2) 機器の報酬は、機器に内蔵されている記録媒体又は機能的に一体となっている機器・記録媒体による複製を考慮して、全体として相当であるように構成されなければならない。

(3) 報酬額の決定に際しては、機器・記録媒体の利用上の重要な属性、とりわけ機器の性能、記録媒体の記録容量及び書き込み可能性を考慮しなければならない。

(4) 報酬は、機器・記録媒体の製造者を不当に害するものであってはならない。報酬は、機器・記録媒体の価格水準と経済的に相当な関係になければならない。

報酬額については、UrhG 54a 条及び VGG40 条に規定されている。まず報酬額は、UrhG 53 条 1 項、2 項及び 60a 条ないし 60f 条に基づく複製を行うために機器・記録媒体が事実上利用される程度が基準とされる (UrhG 54a 条 1 項 1 文)。その場合、UrhG 95a 条に基づく技術的保護手段が当該著作物に適用される程度を考慮しなければならないこととされている (UrhG 54 条 1 項 2 文)。そして、機器に対する報酬は、機器に内蔵されている記録媒体又は機能的に一体となっている機器・記録媒体による複製を考慮して、全体として相当であるように構成されなければならない (UrhG 54 条 2 項)。また、報酬額の決定に際しては、機器・記録媒体の利用上の重要な属性、とりわけ機器の性能、記録媒体の記録容量及び書き込み可能性を考慮しなければならないものとされている (UrhG 54 条 3 項)。さらに、報酬は、機器・記録媒体の製造者を不当に害するものであってはならず、機器・記録媒体の価格水準と経済的に相当な関係になければならないと規定されている (UrhG 54 条 4 項)。

<sup>12</sup> スマートフォンも含まれる。

著作権管理団体法では、「機器・記録媒体の報酬額は、著作権法 54a 条に基づいて定める」（VGG 40 条 1 項 1 文）と規定され、そして、「著作権管理団体は、93 条の手続による経験的な審査<sup>13</sup>（*empirische Untersuchung*）に基づいて報酬規程を策定する」と規定されている（VGG 40 条 1 項 2 文）

UrhG 54 条 1 項による報酬は包括報酬であるので、報酬額は、個々の利用ごとに算定するのではなく、各機器・記録媒体の利用に応じて算定される。したがって、機器・記録媒体の購入者が、UrhG 53 条 1 項、2 項及び 60a 条ないし 60f 条の規定に基づく複製のために典型的に利用される製品を、私的使用等の複製のために利用しないという理由は、報酬義務に対する反証とはなりえない。利用の程度は、実務的に経験上の審査によって算定される。算定される利用を金銭的に評価する規定は、著作権法には存在しない。

報酬額は、管理団体による有効な報酬規程を根拠とする。報酬規程は、連邦官報において公表される<sup>14</sup>。これらの報酬規程は以下の方法に基づいて決定される。

#### **VGG 40 条 機器及び記録媒体に関する報酬規程の構成**

(1) 機器・記録媒体の報酬額は、著作権法 54a 条に基づいて定められる。著作権管理団体は、93 条の手続による経験的な審査（*empirische Untersuchung*）に基づいて報酬規程を策定する。38 条 2 項には影響しない。

## **6. 報酬額の決定方法**

### **(1) 包括契約の合意**

著作権法の理念にしたがい、UrhG 54a 条 1 項に基づく報酬額は、VGG38 条を根拠として、著作権管理団体によって構成される ZPÜ と報酬義務を負う製造業者等の団体（利用者団体）による交渉が行われ、その交渉の結果、両者間で報酬額に関する包括契約が締結されることになる。この包括契約において合意された報酬が報酬規程として適用される（VGG38 条 2 文：2016 年制定）。

#### **VGG 38 条 報酬規程の作成**

著作権管理団体は、管理している権利に基づいて請求される報酬に関する規程を作成する。包括契約が締結される場合、そこで合意される報酬額が報酬規程として適用される。

### **(2) 仲裁委員会又は裁判所による包括契約の決定**

実務上、特定の機器・記録媒体に関する報酬について、著作権管理団体と利用者団体との交渉が必ずしも一筋縄に行くとは限らない。そのような場合、利用者団体には、著作権管理団体に対する包括契約の締結に関する請求権が認められるとともに（VGG 35 条）、ドイツ特許商標庁に設置される仲裁委員会（*Schiedsstelle*）における包括契約の締結に関する手続を開始することが認められている（VGG 92 条 1 項 1 号）。この手続において、仲

<sup>13</sup> 「経験的な審査（*empirische Untersuchung*）」（VGG 40 条 1 項）は、仲裁委員会が仲裁手続きの範囲内で行う市場調査に基づいて行われ、これにより UrhG 54a 条 1 項における報酬額の算定基準が確定される。

<sup>14</sup> UrhG 54a 条 1 項に基づいて定められた報酬額は、ZPU のウェブサイトに掲載されている。

裁委員会は、報酬額及び包括契約に関するその他の規定に関する合意書を提案する。この仲裁委員会の提案に対して当事者の一方が異議を唱えた場合、報酬額及び包括契約の内容は、裁判所によって決定されることとなる。

#### **VGG 92 条 著作権法に関する紛争及び包括契約の管轄**

(1) 仲裁委員会（124 条）は、著作権管理団体に関して、以下に掲げる業務に関する紛争について、各権利者による仲裁の申立てを受けすることができる。

1. 著作権法により保護されている著作物又は給付の利用

#### **(3) 著作権管理団体により作成される片務的な報酬規程**

包括契約の合意にも、包括契約の締結に関する判決手続への移行にも至らない場合<sup>15</sup>、ZPÜ 又は ZPÜ・VG Wort・VG Bild-Kun<sup>16</sup>st は、片務的に共通の報酬規程を作成する。ZPÜ のウェブサイトによると、この報酬規程は、裁判所による審査を受けることが義務づけられている。その場合、報酬義務を負う企業は、報酬規程として公表される報酬が法定の報酬額ではないということを裁判所に主張することができる。この場合において決定された報酬額は、ZPÜ の片務的報酬規程の手続として、関連する企業に対し、ドイツ特許商標庁に設置される仲裁委員会及び裁判所において公表される。

## **7. 報酬収入の分配**

ZPÜ は、対象機器に課せられた報酬を徴収し、管理コストを差し引いた後、各著作権管理団体に分配する。著作権者への分配は、各著作権管理団体の分配規程に基づいて行われる。

## **8. 報酬義務の対象となる機器・記録媒体の決定の経緯**

ドイツ法における私的複製報酬請求権の対象機器・記録媒体は、日本法のように政令によって個別具体的に特定するという方法ではなく、ドイツ著作権法に規定されている私的複製等を行うことが可能なあらゆる機器・記録媒体を対象にするという意図の下に立法されている。1965 年の現行法制定当初は、現在と比較すると録音等の複製技術レベルが低劣であり、機器等の種類も限定されていたことから、著作権法のなかに報酬請求権の対象となる機器等の範囲が規定され、また、報酬額に関する規定も置かれていたが、その後の急速な情報技術の発展にともない、複製機器・記録媒体の性能が向上し、種類が増加するに及んで、対象機器・記録媒体や報酬額をいちいち法律で規定していたのでは対応することが困難な状況が生ずるようになった。そこで、2007 年に著作権法を改正し、著作権法上の

<sup>15</sup> 仲裁委員会における仲裁手続を進めるには、当事者の合意が必要だが、当該合意に至らない場合が想定される。そのほか、仲裁が不調に終わった場合であっても、利用者団体が裁判所に訴えを提起しなければ、判決手続に移行することはないため、そのような場合に片務的な報酬規程の作成に移行することが想定される。

<sup>16</sup> ZPÜ を代表する団体は、契約上 GEMA となっているが、ZPÜ のウェブサイトによると片務的な報酬規程の作成主体は ZPÜ、VG Wort と VG Bild-Kunst となっている。（役割の根拠は不明）

私的複製が可能なあらゆる機器・記録媒体を報酬請求権の対象とするとともに、報酬額についても、著作権管理団体と製造業者との間の協議によって決定することができるように徐々に整備されてきていると考えることができる。

私的複製報酬請求権について規定する著作権法 54 条は解釈条文であるので、対象機器・記録媒体であるか否かは、報酬請求権の主体である著作権管理団体と、報酬支払義務を負う製造業者の解釈に委ねられることになる。両者の解釈が一致すれば紛争が生じることはないが、一致しない場合には、法律に定められた調停、仲裁又は判決等の紛争解決手続がとられることとなる。したがって、対象機器・記録媒体の特定に際して、行政機関が直接的に関与するということは、少なくとも制度上はないといえる。

私的複製に対する補償として、1965 年法の規定において販売価格の 5% を上限とする報酬請求権が著作者に認められていた<sup>17</sup>。EU 情報社会指令に基づき、2003 年の第 1 次著作権法改正 (Erster Korb) において、デジタル権利管理 (DRM: Digital Rights Management) システムの保護に関する規定が設けられた (UrhG 95a 条以下)。これにより、著作権管理団体の報酬額や契約等において、技術的保護手段をどの程度考慮するかが検討課題となった。そして、2007 年の第 2 次著作権法改正 (Zweiter Korb) では、私的録音録画の報酬請求権に関する規定 (UrhG 54 条、54a 条等 (2007 年改正前)) が修正された (2008 年 1 月 1 日施行)。この改正では、私的複製に対する補償としての報酬額については、固定報酬が廃止され、技術的保護手段を考慮し利用実態を踏まえた権利者団体と機器等のメーカーとの交渉によって設定されるようになる。また、改正前は、私的複製を行うものと定められた機器等が報酬義務の対象であったが、改正後は、他の機器や付属品等と結合して利用される機器など私的複製が可能なあらゆる機器及び記録媒体が報酬義務の対象とされた (UrhG 54 条 (2007 年改正後))<sup>18</sup>。しかし、その解釈をめぐっては裁判所の判断が分かれ、例えば、プリンターの報酬義務について、パソコンとの「機能的一体性 (Funktionseinheit)」を否定した連邦最高裁 (BGH) 判決<sup>19</sup>が、連邦憲法裁判所 (BVerfG) の判決によって破棄される事案も発生している。

#### **UrhG 53 条 5 項 (1965 年法)**

「著作物の種類により、放送を録画物 (Bildträger) 又は録音物 (Tonträger) に収録し、又は録画物、録音物に転写することによって、私的利用のために複製されることが予想される場合には、その著作物の著作者は、そのような複製の実施に適した機器の製作者に対して、かかる機器を販売することにより生ずるかかかる複製の可能性のために、報酬の支払を請求する権利を有する。……全権利者の報酬請求権の総額は、機器の販売収入の 100 分の 5 を超えることはできない」(前掲・半田『著作権法の研究』315 頁 (「ドイツ連邦共和国著作権及び隣接権に関する

<sup>17</sup> 報酬義務の対象機器は、UrhG54 条 (2007 年改正前) の規定の解釈によって決められる。

<sup>18</sup> EU 情報社会指令に基づく第 2 次著作権法改正と報酬制度との関係について、本山雅弘「ドイツ著作権法改正にみる私的複製とその補償金制度の展開」最先端技術関連法研究 7 号 33 頁 (国士館大学法学部、2008 年) 参照。

<sup>19</sup> プリンター及びパソコンに対する報酬請求権について、本山雅弘「ドイツ著作権法にみる私的複製に対する報酬義務の存否とプリンター判断を分けた控訴審判決と最高裁によるその解釈統一」最先端技術関連法研究 8 号 41 頁 (国士館大学法学部、2009 年) 参照。

法律」著作権資料協会) 参照)。

## 9. 共通目的基金

従来の著作権管理法 (1965 年制定) に代わって 2016 年に新しく制定された著作権管理団体法では、著作権管理団体は、文化的な意義を有する著作物及び実演 (Leistungen) の創造を振興すること、権利者のために文化振興の啓発及び支援を行うことが義務づけられている。そして、文化振興及び啓発、支援は、それが権利管理による収入から支出される場合は、著作権管理団体は、文化振興及び啓発並びに支援の給付を公正な基準に依拠した規定に基づいて行われなければならないこととされている (VGG 32 条: 文化支援; 整備及び助成)。

### VGG 32 条 文化的支援; 整備及び助成

- (1) 著作権管理団体は、文化的な意義を有する著作物及び実演 (Leistungen) を支援しなければならない。
- (2) 著作権管理団体は、権利者のために整備及び助成を行わなければならない。
- (3) 文化的支援及び整備並びに助成は、それが権利管理による収入から支出される場合、著作権管理団体は、文化的支援及び整備金並びに助成金の給付について、公正な基準に依拠した規定に基づいて行われなければならない。

#### (参考 1) 改正の流れ

日時	内容
1965 年法	私的録音報酬制度が導入された。 報酬請求権の対象は、録音機器に限定され、機器等の範囲が規定され、報酬額に関する規定 (販売価格の 5 パーセントを上限) も置かれていた。
1985 年法	報酬請求権の対象が、録音機器だけではなく、記録媒体に拡大された。
2007 年法	報酬請求権の対象機器・記録媒体の限定が解除され、私的複製を行うことができるあらゆる機器・記録媒体が対象とされた。また、報酬額についても固定報酬を廃止し、著作権管理団体と製造業者との間の協議により決定されるよう整備がされた。

#### (参考 2) 私的複製報酬請求権に関する EU 司法裁判所の判決

EU は、2001 年の EU 情報社会指令によって私的複製報酬制度を採用している。この EU 指令は、加盟国が、著作者に複製権を付与することを認める一方で (EU 情報社会指令 2 条)、権利者が「公正な補償」を受けることを条件として、複写等の方法による複製、又は商業目的ではない私的使用のための複製等の場合について制限を設けることを認めている (同指令 5 条 2 項 b) <sup>20</sup>。これにより、加盟国はそれぞれ異なる国内法制度を維持することが可

<sup>20</sup> EU 情報社会指令は、複製権の制限と例外について規定している (5 条 2 項 b)。

##### 第 5 条 制限と例外

(2) 加盟国は、以下の場合に、第 2 条に規定する複製権に例外又は制限を規定することができる。

b) 第 6 条に基づく技術的手段が、当該著作物又は保護対象に適用されるか否か考慮し、権利者が公正な補償を受けることを条件とする、私的使用のための、及び直接にも間接にも営利的ではない目的のための、自然人による何らかの媒体への複製に関する場合

能とされている。この私的複製の例外の取扱いについては、これまでも加盟国間で統一に向けた協議がなされてはいるものの、各国内法制度の相違や産業界の根強い抵抗により、いまだ合意には至っていない。加盟国は、「公正な補償」を担保するための制度として私的複製報酬制度を導入しているが、各国の制度や運用が異なっていることに加え、技術の発達による報酬の対象範囲の拡大やインターネット上の取引の増加などにより、さらなる統一的なルールの確立が必要とされている。ドイツをはじめとする EU 加盟国において、この私的複製報酬制度に関する議論は、各国の学説だけでなく、EU 司法裁判所の判決においても活発化している状況にある。

EU 司法裁判所 (EuGH: *Gerichtshof der Europäischen Union*) が、加盟国からの付託に基づき、複製権の例外と制限について規定している EU 情報社会指令 5 条 2 項 b における「公正な補償」に関する解釈を示した事件について紹介する。

#### ○Padawan / SGAE 事件 (スペイン)

スペインの権利管理団体 (SGAE) が、私的複製に対する報酬請求権について規定しているスペイン知的所有権法の規定に基づき、CD-Rs 等の複製機器の販売業者である Padawan 社に報酬の支払を請求したところ、その利用目的を考慮することなく、一律に私的複製報酬の対象とする規定は、EU 情報社会指令 5 条 1 項 b に抵触するとして報酬の支払を拒否した事案。EU 司法裁判所は、「複製機器等が私的複製以外の目的で利用されることが明らかである場合に、デジタル複製装置、機器及び媒体の利用目的を区別することなく報酬義務の対象とすることは指令とは調和しない」と判示した (2010 年 10 月 21 日判決)<sup>21</sup>。

#### ○Stichting de Thuis kopie / Opus 事件 (オランダ)

オランダの私的複製補償金管理団体 *Stichting de Thuis kopie* が、インターネットを通じてオランダの消費者に複製記録媒体を販売するドイツ企業 Opus 社に対し、オランダ著作権法の規定に基づき、報酬の支払を請求したところ、Opus 社が、報酬の支払義務者である「輸入者」は個々のエンドユーザーであって、Opus 社はこれに該当しないと主張して報酬の支払を拒否した事案。EU 司法裁判所は、「個々のエンドユーザーに報酬の支払を義務づけることは、加盟国の裁量に委ねられるが、エンドユーザーから公正な補償を徴収することが困難である場合は、その販売者から公正な補償を徴収することができるように国内法を解釈しなければならない」と判示した (2011 年 6 月 16 日判決)<sup>22</sup>。

上記のとおり、EU 司法裁判所の判決において、「公正な補償」は、EU 法における自律的な概念として EU 域内で統一的に解釈されることとなる。これは、各当事国の国内法の解釈には直接的な効果を生じさせうるが、当事国以外の加盟国にどのような影響を及ぼすかは明らかではない。

#### ○VG Wort / Kyocera 事件 (ドイツ)

---

<sup>21</sup> EuGH, Urteil vom 21.10. 2010, C-467/08 Padawan / SGAE, GRUR 2011, 50.

<sup>22</sup> EuGH, Urteil vom 16. 6. 2011, C-462/09 Stichting de Thuis kopie / Opus, GRUR Int. 2011, 716.

UrHG 54a 条 1 項に基づき報酬請求権を行使する権限を有する VG Wort は、被告 Y ら (Kyocera、Epson 及び Xerox) が国内で販売したパソコン、プリンター、プロッターに関し、使用料規程に基づいた報酬の支払義務を負うことの確認を求めた事案。(2007 年の改正前であり、当時プリンター等は対象とされていなかった)

デュッセルドルフ地方裁判所 (LG Düsseldorf) は、VG Wort の請求を認容して、Y らに当該機器について報酬支払義務があることを認めたが、控訴審のデュッセルドルフ地方上級裁判所 (OLG Düsseldorf) は VG Wort の請求を棄却した<sup>23</sup>。VG Wort は当該判決を不服とし、ドイツ連邦最高裁判所 (BGH) に上告した。BGH は、VG Wort の上告を差戻す決定をしたため、VG Wort はドイツ連邦憲法裁判所 (BVerfG) に意見判断の申立てを行い、BVerfG が BGH 判決を破棄し、差し戻した<sup>24</sup>。そこで、BGH は判決手続を中断し、先決裁定を求めて、EU 司法裁判所に付託した。

付託した内容は大きく以下の 3 点である。

- ①権利者が著作物の複製について同意した場合、公正な補償の要件及び可能性が失われるか
- ②技術的手段を使用できる場合に権利者がしなかったということは公正な補償金の支払に影響を与えるか
- ③複数の機器が相互に連動している場合にそれぞれの機器のメーカーの支払責任をどう考えるか

上記に対し、EU 司法裁判所は、次のような内容の判示をした (2013 年 6 月 27 日判決)<sup>25</sup>。

まず、①については、指令 5 条 2 項又は 3 項に規定されている例外又は制限の枠組みにおける著作物の複製に関する権利者の何らかの同意は、指令の関連規定が強行規定であるか任意規定であるかにかかわらずなく、公正な補償に影響を与えないと判示した。権利者のあらゆる権限は、その包括的な行為の許諾により、権利制限規定によって排除されると根拠づけた。したがって、権利者の同意によって法律効果が生じることはない。これにより、権利制限によって生じる損害について同意の効果が生じることはなく、公正な補償がその影響を受けることもない。

②については、同指令 5 条 2 項 b により、国内法において私的複製の例外が規定される場合、公正な補償と同指令 6 条における「技術的手段」との関係を検討する必要がある。権利者は、私的複製の例外として認められる技術的手段は任意で利用することが可能であり、それが利用されない場合であっても公正な補償を排除することにはならない。

<sup>23</sup> OLG Düsseldorf, GRUR 2007, 416 -Druckerabgabe.

<sup>24</sup> BVerfG GRUR 2011, 223 -Drucker und Plotter.

<sup>25</sup> EuGH, Urteil vom 27. 6. 2013, C-457/11, C-458/11, C-459/11, C-460/11, VG Wort/Kyocera u. Fujitsu/VG Wort, GRUR 2013, 812 -Drucker und Plotter II, PC II. この判決については、拙稿・三浦正広「補償金制度をめぐる欧州の動向－EU 司法裁判所 2013 年 6 月 27 日判決 (VG Wort 事件) を中心として－」ジュリスト 1463 号 23 頁-28 頁 (2014) 参照。

権利者への具体的な補償額を、技術的手段の有無にかからしめることは、加盟国の裁量に委ねられており、技術的手段の利用可能性は、同指令 5 条 2 項における公正な補償の要件を失わせるものではない。

③については、公正な補償の解釈に関する EU 司法裁判所の前記 *Stichting de Thuis kopie / Opus* 事件判決を受けて、公正な補償システムに関する実務上の困難を考慮して、実際の複製が行われる前に措置を講じること、そして、公正な補償を担保するために私的複製報酬制度を導入することは、加盟国の裁量に委ねられている。同指令 5 条 2 項 a における「任意の複写の方法又は類似の効果をもつその他の方法」には、複数の機器が相互に連動している場合は、プリンター及びパソコンによる複製を含むものであると解釈されるべきである。また、一連の複製の方法に寄与する機器のそれぞれの所有者に公正な補償の支払義務を負わせるシステムを導入することも、加盟国の裁量に委ねられている。その場合の公正な補償の総額は、単一の機器を用いて複製を行う場合の額と実質的に異なるものではない。

#### ○Copydan / Nokia 事件（デンマーク）

デンマークの権利管理団体 Copydan が、携帯電話の販売業者である Nokia に対し、携帯電話用メモリーカードに対する私的複製報酬の支払を求めた事案について、デンマーク東部高等裁判所からの付託を受けた EU 司法裁判所は、次のように判示した。「携帯電話のメモリーカードのような記録媒体のように、私的使用のための複製が可能な媒体であれば、複製機能が本来的機能であるか付随的機能であるかは関係なく、ただ公正な補償の額の算定に意味があるにすぎない、また、EU 情報社会指令 5 条 2 項 b は、メモリーカードに対する報酬義務を認め、MP3 プレイヤーや iPad の内蔵メモリーに対する報酬義務を認めないことを妨げるものではないが、それは、EU 基本権憲章 20 条の『平等待遇の原則』を前提として、『公正な補償』の要件との関係において国内法の解釈に委ねられる」（2015 年 5 月 3 日判決）<sup>26</sup>。

これらの EU 司法裁判所の判決では、「公正な補償」概念の解釈について、私的複製に対する公正な補償の具体的な内容は、加盟国の国内法に委ねられていることが確認され、また、パソコンと機能的一体性を有するプリンターは、EU 指令 5 条 2 項 a における私的複製を行うための機器に該当するが、それを報酬義務の対象とするか否かは加盟国の裁量に委ねられているものとされた。

しかし一方で、利用者が負担する二重報酬に対する懸念が主張されている<sup>27</sup>。権利制限の範囲内であれば、権利者の同意が法的な効果を生じさせることはなく、制限によって損害が生じる場合であっても、権利者は公正な補償によって保護される<sup>28</sup>。また、ドイツ著作権

<sup>26</sup> EuGH, Urteil vom 5. 3. 2015, C-463/12 Copydan / Nokia, GRUR 2015, 478.

<sup>27</sup> GRUR 2013, 812, mit Anm. Gräbig.

<sup>28</sup> 前掲註 26 参照

法 54h 条 2 項により技術的手段によって保護される場合は、私的複製の報酬額の算定に際して技術的手段が考慮され、懸念されるような二重報酬は生じないこととなるが<sup>29</sup>、私的複製の報酬額の算定に際して技術的手段が考慮されない場合は、権利者の同意が公正な補償に影響を与えることはないので、権利者は報酬の分配を受けることになり、権利者は契約による許諾の報酬と、報酬規程による報酬の二重報酬を受けることになる。このような問題点について、二重報酬を防止するさまざまな取組が模索されているところである。

また、他方で、補償金制度のクラウド・システムへの拡張が主張されている。1990 年代半ば以降、ウェブメールなどの利用により促進されたクラウド・システムはインターネット上のソフトウェア・サービス (Software as a Service) としてその領域を拡大させている。クラウド・システムにおいて利用されるソフトウェアは、ユーザーによって各端末にインストールされるのではなく、インターネットのサーバー上で機能する。そのような状況において、ドイツにおいてはクラウド・システムにおける著作物の複製を著作権法 53 条における私的複製として把握し、その記録媒体への複製は補償金の対象とみなされるべきとする議論が展開されている<sup>30</sup>。

近年は、私的複製報酬請求権に関する EU 司法裁判所の判決が著しく増加している。これは、これまで欧州各国がそれぞれ独自の私的複製報酬制度を採用し、運用してきたが、2001 年の EU 情報社会指令によって EU 法独自の概念や規定が設けられたことにより、加盟各国の国内法と EU 法の規定や解釈に齟齬が生じたことに起因する。そして、情報技術の発達とともに、報酬義務の対象となる機器及び記録媒体の種類が増加したことに加え、EU 域内におけるそれらの販売方法や取引形態が多様化したことも大きな原因のひとつとなっている。

---

<sup>29</sup> See, Becher/Buhse/Günnewig/Rump, Digital Rights Management: Technological, Economic, Legal and Political Aspects, 2003; Dusollier and Ker, Private Copy Levies and Technical Protection of Copyright: the Uneasy Accommodation of two Conflicting Logics, Research Handbook on the Future of EU Copyright, 2009.

<sup>30</sup> Vgl. Bisges, Beeinträchtigung des System der Urhebervergütung für Privatkopie durch Cloud-Dienste, GRUR 2013, 146, 148; Wandtke, Urheberrecht, 4. Aufl., S.301, 2014.

＜私的複製報酬請求権の対象機器・記録媒体及び報酬規程＞

1. 対象機器・記録媒体

(1) パソコン及び書き込み機
(2) タブレット
(3) ハードディスク
(4) 携帯電話
(5) 録音・録画機器
(6) USB メモリー/ メモリーカード
(7) 録音・録画記録媒体
(8) その他の記録メディア

2. 報酬規程 (ZPÜ) ※括弧内は更新時点

(1) パソコン及び書き込み機 (パソコン: 2016年3月4日現在 書き込み機: 2018年3月7日現在)

パソコン (PCs)	1 台
消費者用パソコン	13.1875€
ビジネス用パソコン	4.00€
小型モバイルパソコン	10.625€
ワークステーション	4.00€

外付け書き込み機	2008. 1. 1 ~2010. 12. 31	2011. 1. 1~
1 台	4.00€	2.50€

(2) タブレット (2016年1月4日現在)

	2011. 1. 1 ~ 12. 31	2012. 1. 1 ~2013. 12. 31	2014. 1. 1 ~ 12. 31	2015. 1. 1~
消費者用	4.55€	6.125€	7.4375€	8.75€
ビジネス用	1.82€	2.45€	2.975€	3.50€

(3) ハードディスク (2011年10月25日現在)

ハードディスク 2008. 1. 1~	
マルチメディア・ハードディスク (録画機能付き)	34.00€
マルチメディア・ハードディスク (録画機能無し)	19.00€
ネットワーク・ハードディスク (1TB 未満)	5.00€
ネットワーク・ハードディスク (1TB 以上)	17.00€
外付けハードディスク (1TB 未満)	7.00€
外付けハードディスク (1TB 以上)	9.00€

(4) 携帯電話 (2016年1月4日現在)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014～
消費者	1.6625€	2.05€	3.6375€	4.6875€	5.275€	5.6625€	6.25€
ビジネス	1.6625€	2.05€	1.81875€	2.34375€	2.6375€	2.83125€	3.125€

(5) 録音・録画機器 (テレビ: 2012年4月19日現在、録音・録画機器: 2011年7月22日現在)

テレビ	2010. 1. 1～
テレビ (HDD なし・HDD 外付機能あり)	13.00€

録音・録画機器	2010. 1. 1～
ビデオ・レコーダー (VCR)	5.00€
DVD レコーダー (VCR 無、HDD 無)	22.00€
DVD レコーダー (VCR 付、HDD 無)	30.00€
DVD レコーダー (VCR 無、HDD 付)	39.00€
DVD レコーダー (VCR 付、HDD 付)	49.00€
セットトップボックス (HDD 付き) テレビ (HDD 付き) ハードディスク・レコーダー	34.00€
テレビ HDD なし.外付機能あり	34.00€
ミニディスク・レコーダー	25.00€
CD レコーダー	13.00€

テレビ	2008. 1. 1～
セットトップボックス (HDD なし.外付機能あり) テレビ (HDD なし.外付機能あり)	13.00€

(6) USB メモリー/ メモリーカード (2012年5月10日現在)

	2012. 7. 1～
USB メモリー (4GB 以下)	0.91€
USB メモリー (4GB 超)	1.56€
メモリーカード (4GB 以下)	0.91€
メモリーカード (4GB 超)	1.95€

(7) 録音・録画記録媒体 (2018年3月8日現在)

録音・録画記録媒体 (CD- / DVD-)			
	2008. 01. 01 ～2009. 12. 31	2010. 01. 01 ～2017. 12. 31	2018. 01. 01～
CD-R	0.0200€	0.0100€	0.0125€
CD-RW	0.0400€	0.0200€	0.0250€
DVD+ / -R 4.7GB	0.0400€	0.0200€	0.0250€
DVD+ / -RW 4.7GB	0.0800€	0.0400€	0.0500€

DVD-RAM 4.7GB	0.0800€	0.0400€	0.0500€
DVD-RAM 9.4GB	0.1600€	0.0800€	0.1000€
DVD-Double	0.1600€	0.0800€	0.1000€
DVD-Dual Layer	0.0800€	0.0400€	0.0500€

(8) その他の記録メディア

(その他の記録メディア：2011年3月3日現在、 MP3プレイヤー等：2011年7月22日現在)

	2008.1.1～
音声用生カセットテープ	0.064€
DAT	
ミニディスク	
音声用 CD-R / 音声用 CD-RW	
VHS 生テープ	0.0870€

	2010.1.1～
MP3 プレイヤー	5.00€
MP4 プレイヤー 3 inch	5.00€
MP4 プレイヤー 3 inch - 4 inch	15.00€

## 第3章 フランスにおける私的複製に対する報酬制度

### 1. はじめに

フランスでは、私的複製に対する報酬の課金対象・報酬額は、国の代表、報酬請求権の受益者代表、製造者・輸入者代表、消費者代表で構成される委員会で決定されている。現在、この委員会の決定に基づいて外付け HD や USB メモリ、携帯電話内蔵メモリ等多くの媒体が課金対象とされ、委員会が決定した報酬額に基づいて報酬が徴収されている。しかし、これまでの道のりは決して平たんなものではなかった。2009 年春以降、報酬額の決定方法・報酬額について、委員会内で意見対立が生じ、一部の消費者代表や製造者代表が委員会の出席を拒否し、これらの委員を欠いたまま決定が採択されるという事態も生じていた。また、製造者団体や消費者団体等が、委員会決定の無効を求めてコンセイユ・デタ<sup>31</sup>に訴えを提起し、コンセイユ・デタにより多くの決定が、報酬額決定に際して違法複製行為による損害を考慮に入れていないとして、また、職業目的取得に係る免除規定を有していないことを理由として無効とされている<sup>32</sup>。そして、これらを受け、知的所有権法典の報酬額の決定方法に関する規定が改正され、また、職業目的取得に関する免除規定が新設された。その一方、2016 年法により、NPVR（ネットワーク・パーソナル・ビデオ・レコーダー）サービスが課金対象に加えられ、課金対象はさらなる拡大を見せている。以下では、これらの動向を含めて、フランスにおける私的複製に対する報酬制度を報告する。

### 2. 報酬請求権者

#### 【知的所有権法典法律の部】

#### L. 122-5 条

1 著作物が公表された場合には、著作者は、次の各号に掲げることを禁止することができない。  
(2) 適法な出所から行われるコピー又は複製であって、コピーする者の私的使用に厳密に当てられ、かつ、集団的使用が意図されないもの。ただし、原著作物が創作された目的と同一の目的のために使用されることが意図される美術の著作物のコピー及び L. 122-6-1 条の II に規定する条件に従って作成される保全コピー以外のソフトウェアのコピー並びに電子的データベースのコピー又は複製は除く。

#### L. 211-3 条

1 この章において付与される権利の受益者[著作隣接権者]は、次の各号に掲げることを禁止することができない。

(2) 適法な出所から行われる複製であって、それを行う者の私的使用に厳密に当てられ、かつ、集団的使用が意図されないもの。

#### L. 311-1 条

1 レコード又はビデオグラムに固定された著作物の著作者及び実演家並びにこれらのレコード又はビデオグラムの製作者は、L. 122-5 条第 2 号及び L. 211-3 条第 2 号に定める条件に従って適法な出所から行われるこれらの著作物の複製に基づいて報酬請求権を有する。

<sup>31</sup> コンセイユ・デタ(Conseil d'Etat)：政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。(山口俊夫編『フランス法律用語辞典』(三省堂、2002)参照)

<sup>32</sup> 添付別紙②参照。

2 この報酬はまた、他のいずれかの媒体に固定された著作物の著作者及び出版者に対しても、L. 122-5 条第 2 号に規定する条件に従って適法な出所から行われるデジタル記録媒体へのこれらの著作物の複製に基づいて支払われるべきものとする。

現行知的所有権法上、レコード又はビデオグラムに固定された著作物の著作者、実演家及びこれらのレコード又はビデオグラムの製作者が、適法なソースから行われるこれらの著作物の私的複製（L. 122-5 条第 2 号、L. 211-3 条第 2 号）に基づいて報酬請求権を有する（L. 311-1 条第 1 項）。また、レコード又はビデオグラム以外のいずれかの媒体に固定された著作物の著作者及び出版者も、適法なソースから行われるこれらの著作物のデジタル記録媒体への私的複製に基づいて報酬請求権を有する（L. 311-1 条第 2 項）。

私的複製に基づく報酬請求制度は、1985 年法<sup>33</sup>により導入された。導入当初は、レコード及びビデオグラムに係る私的複製についてのみ報酬請求権が規定されていたが、2001 年法<sup>34</sup>により、デジタル記録媒体に行われることを条件に、レコード及びビデオグラム以外の媒体に係る私的複製についても報酬請求権が付与された。

また、立法当初は、私的複製の例外規定及び私的複製に基づく報酬請求権について、ソースの適法性の要件は規定されていなかった。そのため、私的複製の例外規定及び私的複製に基づく報酬請求権が、適法なソースからの私的複製だけでなく、違法なソースからの私的複製も包含するかについて争いがあった。この点、コンセイユ・デタは、委員会が決定した料金表（委員会決定第 7 号）の有効性が争われた事案において、「私的複製に対する報酬は、著作者、実演家及び製作者に、適法に、これらの者のレコード又はビデオグラムに固定された著作物の厳密に私的な目的のための複製の許諾なしに行われた使用から生じる収入の損失を補償することを唯一の目的」とするものであるため、「私的複製に対する報酬の決定には、知的所有法典[旧]L. 122-5 条及び[旧]L. 311-1 条に規定する条件にしたがって行われる適法な複製、特に適法に得られたソースから行われる複製しか考慮に入れることができない。」とした上で、決定第 7 号は、違法な複製行為によって被った損害を考慮に入れており無効と判断した（コンセイユ・デタは、同様の趣旨により、委員会決定第 8・9・10 号も無効と判断した）<sup>35</sup>。その後、2011 年法<sup>36</sup>によって、私的複製の例外規定及び私的複製に基づく報酬請求権について、ソースの適法性の要件が明示された。

<sup>33</sup> Loi n° 85-660 du 3 juillet 1985 relative aux droits d'auteur et aux droits des artistes-interprètes, des producteurs de phonogrammes et de vidéogrammes et des entreprises de communication audiovisuelle.

<sup>34</sup> Loi n° 2001-624 du 17 juillet 2001 portant diverses dispositions d'ordre social, éducatif et culturel

<sup>35</sup> 2008 年 7 月 11 日コンセイユ・デタ判決（決定第 7 号）：

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?idTexte=CETATEXT000019216296>

2010 年 12 月 17 日コンセイユ・デタ判決

決定第 8 号：<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?idTexte=CETATEXT000023248050>、

決定第 9 号：<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?idTexte=CETATEXT000023248050>、

決定第 10 号：<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?idTexte=CETATEXT000023248067>

<sup>36</sup> Loi n° 2011-1898 du 20 décembre 2011 relative à la rémunération pour copie privée

### 3. 決定機関

#### 【知的所有権法典法律の部】

##### L. 311-5 条

1 媒体の型、報酬の料率及びその支払方法は、国の代表を委員長とし、その他、報酬請求権の受益者を代表する団体が指名する者（2分の1）、L. 311-4 条第 1 項に規定する記録媒体の製造者又は輸入者を代表する団体が指名する者（4分の1）及び消費者を代表する団体が指名する者（4分の1）で構成される委員会によって決定される。文化担当大臣、産業担当大臣、消費担当大臣の 3 名の代表が、諮問権をもって委員会の審議に参加する。委員会の委員長及び委員は、その任命に続く 2 か月の期間内に、公的生活の透明性のための高等機関の会長に対し、公的生活の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 4 条の III に規定するような利益の申告を送付する。

2 委員会の内部規則及びその修正は、官報への公示の対象となる。

3 委員会の会合の議事録は、デクレが定める方法に従って公表される。委員会は、年次報告書を発行し、及び国会に送付する。

4 委員会の決議は、1 か月の期間内に委員長が第 2 の決議を求めなかった場合には、執行力を有する。

#### 【知的所有権法典規則の部】

**R. 311-1 条** L. 311-5 条に規定する委員会は、全体組織として、又は二つの専門組織（一つ目はレコード専門組織、二つ目はビデオグラム専門組織）の一方において、開催される。これらの各組織は、委員会の委員長を議長とし、報酬請求権の受益者の代表（2分の1）、媒体の製造者又は輸入者又は共同体内取得を実行する者の代表（4分の1）、及び消費者の代表（4分の1）を含む。

##### R. 311-2 条

1 委員会の委員長である国の代表は、コンセイユ・デタ、破毀院又は会計院の構成員の中から、文化担当大臣、産業担当大臣及び消費担当大臣の共同アレテによって任命される。

2 委員会はさらに、L. 331-5 条第 1 項に規定する分野を代表する 24 名の委員を含む。

3 委員会の委員を指名することを求められる団体及び各団体が指名することを求められる者の数は、文化担当大臣、産業担当大臣及び消費担当大臣の共同アレテによって決定される。

4 委員会は、出席委員の多数決で決定を行う。可否同数の場合は、委員長が決定権を有する。

5 委員長が、L. 311-5 条に規定する第 2 の決議を求める権能を行使する場合には、決定は有効投票の 3 分の 2 の多数決で採択される。

6 同一の条件において、各正式委員について、代行委員が任命される。代行委員は、自己が代行する正式委員の欠席の場合にのみ、会合に出席し、審議に参加する。

##### R. 311-3 条

委員会の委員長及び委員は、3 年の期間について、指名される。

##### R. 311-4 条

1 委員会及びその専門組織は、委員長の招集に基づいて、及び委員長が決定した議事日程に基づいて、招集される。

2 招集は、文化担当大臣又は委員会の委員の 3 分の 1 によって決定された議事日程に基づいて求められる場合には、正当な権利である。

##### R. 311-5 条

1 委員会及びその専門組織は、その委員の 4 分の 3 が出席し、又は正式に代行される場合にしか、有効に審議を行うことはできない。

2 この定足数が満たされない場合には、委員会は 8 日以内に再び招集される。委員会は、この

場合には、出席委員の数に関わらず、審議を行うことができる。

**R. 311-6 条**

- 1 委員会の委員は、自己が知り得た書類、文書及び情報に基づいて、秘匿の義務を負う。
- 2 正当な理由なしに委員会の会合に3回連続参加しなかったすべての委員の辞職が委員長により職権で宣告される。

**R. 311-7 条**

- 1 委員会の事務局は、文化担当大臣の役務により確保される。
- 2 委員会の会合は、公衆が自由に立ち入りできるものではない。ただし、委員会は、その聴取が有用と認めるいずれの者も聴取することができる。
- 3 委員会は、その内部規則を制定する。

**D. 311-8 条**

- 1 委員会の会合の議事録には、次に掲げるものを含む。
  - －出席委員一覧
  - －委員によって表明された立場を記載した審議の体系的な記録（委員会の投票に付された報酬の提案及び当該報酬の算定に用いられた要素を含む。）
  - －執行力を有する決議の記録
- 2 議事録は出席委員の多数決で承認される。これらは文化省のインターネットサイトで公表される。

課金媒体・報酬額の決定機関は、知的所有権法典法律の部（L）及び規則の部（R）において、次のとおり規定されている。

対象媒体の型、報酬の料率及び支払方法は、国の代表を委員長とし、その他、報酬請求権の受益者を代表する団体が指名する者（2分の1）、記録媒体の製造者又は輸入者を代表する団体が指名する者（4分の1）及び消費者を代表する団体が指名する者（4分の1）で構成される委員会によって決定される（L. 331-5 条第1項第1文）<sup>37</sup>。委員長である国の代表は、文化担当大臣、産業担当大臣及び消費担当大臣の共同アレテ<sup>38</sup>によって、コンセイユ・デタ、破毀院<sup>39</sup>又は会計院の構成員の中から任命される（R. 311-2 条第1項）。委員会の委員を指名できる団体及びその人数も、文化担当大臣、産業担当大臣及び消費担当大臣の共同アレテによって決定される（R. 311-2 条第3項）。委員会の審議には、文化担当大臣、産業担当大臣、消費担当大臣の3名の代表が、諮問権<sup>40</sup>をもって参加する（L. 331-5 条第1項第2文）。

委員会の決定は、原則として、出席委員の多数決で採択される（R. 311-2 条第4項）。委員長が重要と認める決定については、単純多数決ではなく、3分の2の多数決を求めることもできる（R. 311-2 条第5項）。委員会の定足数は、委員の4分の3であるが、この定足数

<sup>37</sup> 公開されている議事録（2007年以降）によると、委員長＋委員24名（報酬請求権の受益者代表12名、製造者・輸入者代表6名、消費者代表6名）で構成されている。

<sup>38</sup> アレテ(arrêté)：[各省大臣及び行政機関の]命令、処分、規則の総称。これらの命令等には発給主体としての大臣、知事、市町村、及び、その他の行政機関により、一般的規律を設定する場合と、個人に向けられる場合(例、上級公務員の任命)がある。(前掲『フランス法律用語辞典』参照)

<sup>39</sup> 破毀院(Cour de cassation)：民事及び刑事の上告事件を管轄する最高司法裁判機関。(前掲『フランス法律用語辞典』参照)

<sup>40</sup> 諮問権(voix consultative)は、議決権を伴わない発言権を意味する。

が満たされない場合には、委員会は 8 日以内に再度招集され、この場合には、出席委員の数に関わらず審議することができる (R. 311-5 条)。

委員には委員会への出席義務が課され、正当な理由なく委員会の会合に 3 回連続出席しなかった委員の辞職が委員長の職権で宣告される (R. 311-6 条第 2 項)。

2008 年春以降、一部の消費者代表及び製造者代表が委員会への出席を拒否し、R. 311-5 条第 2 項に基づきこれらの代表を欠いたまま審議が行われ、決定が採択された (委員会決定第 10 号・第 11 号) <sup>41</sup>。こうした状況を受けて、2009 年 6 月 19 日のデクレ<sup>42</sup>により規則が改正され<sup>43</sup>、前記の委員会への出席義務が規定されるに至った。また、同デクレにより、それまで国の代表及び委員を指名する団体の選定は、文化担当大臣のアレテによって行われるものとされていたのが、以後、これらは文化担当大臣、産業担当大臣、消費担当大臣の共同アレテで決定するものと改められた。しかし、このような改正の趣旨にも関わらず、改正後も、製造者代表が委員会の出席を拒否し、辞職に至り、これらの代表を欠いたまま決定が採択されるという状況が生じた (委員会決定第 15 号) <sup>44</sup>。その後さらに、2016 年法<sup>45</sup>により、文化担当大臣、産業担当大臣、消費担当大臣の 3 名の代表が、諮問権をもって委員会の審議に参加することとされた。

なお、知的所有法典上その定めはないが、破毀院は、委員会の決定が無効となった場合に裁判所が報酬の算定を行うことができることを認めている<sup>46</sup>。

---

<sup>41</sup> 委員会決定 10 号 : 2008 年 2 月 27 日の委員会議事録、委員会決定第 11 号 : 2008 年 12 月 17 日の委員会議事録

<http://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Propriete-litteraire-et-artistique/Commission-pour-la-remuneration-de-la-copie-privee/Activites/Les-comptes-rendus-des-seances>

<sup>42</sup> デクレ(décret) : 大統領又は首相のなす一方的行政行為。第三共和制下では、デクレという用語は大統領の命令を指すことに用いられたが、第四共和制以来、この表現は、内閣総理大臣の命令にも用いられることになり、現行第五共和制でもこの用語が維持されている。(前掲『フランス法律用語辞典』参照)

<sup>43</sup> Décret n° 2009-744 du 19 juin 2009 relatif au fonctionnement de la commission instituée à l'article L. 311-5 du code de la propriété intellectuelle.

<sup>44</sup> 2012 年 12 月 14 日の委員会議事録 :

<http://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Propriete-litteraire-et-artistique/Commission-pour-la-remuneration-de-la-copie-privee/Activites/Les-comptes-rendus-des-seances>

<sup>45</sup> Loi n° 2016-925 du 7 juillet 2016 relative à la liberté de la création, à l'architecture et au patrimoine  
<sup>46</sup> 2016 年 3 月 17 日破毀院判決 :

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?idTexte=JURITEXT000032265211>

「情報社会における著作権及び隣接権の一定の側面の調和に関する 2001 年 3 月 22 日の欧州議会及び理事會指令 2001/29/CE に照らして解釈されなければならない知的所有権法典 L. 311-1 条から、排他的複製権を有する者は、私的複製の例外の適用がこれらの者に生じさせる損害を補償することを目的とした衡平な補償を受けなければならないという結果が生じる。欧州司法裁判所は、このような例外を国内法に導入した加盟国は、この点に関して、この報酬の有効な徴収を確保する義務を負うという意味で、結果の義務を有すると判示した (2011 年 6 月 16 日 Stichting de Thuiscope 判決(C-462/09)(34)、2013 年 7 月 11 日 Amazon.com International Sales e.a.判決(C-521/11)(57))。したがって、控訴院が、『私的コピーに対する報酬の資格のある媒体の型及びその報酬の額を決定する責任を負う行政的委員会によって行われた決定の無効は、複製権者から、Sony 社によって流通に置かれた記録媒体から行われる適法なコピーに基づいて支払われるべき衡平な補償を複製権者から奪うことはできないであろう』と指摘したことは正当である。控訴院は、ここから、権能の分離の原則も、行政官の決定に属する権限も害することなく、この補償 (COPIE FRANCE によって権利者のために徴収され、私的コピーの例外の導入によって権利者に生じる損害の基準に基づいて計算されるもの) の算定を行うことは、裁判官の役割に属すると正確に演繹した。」

## 4. 課金対象・報酬額

### (1) 課金対象

#### 【知的所有権法典法律の部】

##### L. 311-4 条

1 L. 311-3 条に規定する報酬は、著作物の私的使用の複製のために使用することができる記録媒体の製造者、輸入者又は租税一般法典 L. 256 条の 2 の I 第 3 号にいう共同体内取得<sup>47</sup>を実行する者によって、これらの媒体がフランスにおいて流通に置かれる時に支払われる。

2 この報酬はまた、伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号にいうラジオ又はテレビサービスの編集者又はその配給者であって、遠隔アクセスの手段によってこの編集者又はその配給者によってリニアの方法により放送される番組から著作物の私的使用のための複製を自然人に提供する者によっても支払われる。ただし、この複製が、この自然人によって、番組の放送前又は残りの部分のためにその最中に要求されることを条件とする。

##### L. 331-9 条

3 ラジオ又はテレビサービスの配給者が、L. 311-4 条第 2 項に規定する蓄積サービスを利用に供する場合には、このラジオ又はテレビサービスの編集者と締結される取決めは、事前にこの蓄積サービスの機能を定める。

4 視聴覚高等評議会は、この条第 3 項に規定する取決めの締結又は履行に関係するいずれの紛争についても、そのサービスの編集者又は配給者から付託を受け、前記の 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号 L. 17-1 条に定める条件に従って決定を下すことができる。

知的所有権法典は、課金対象についての特別の規定は有していない。一方、L. 311-4 条第 1 項は、報酬は、「著作物の私的使用の複製のために使用することができる記録媒体の製造者、輸入者又は租税一般法典第 256 条の 2 の I 第 3 号にいう共同体内取得を実行する者によって支払われる。」と規定している。この規定は、直接的には媒体の製造者等を報酬の支払義務者として規定するものであるが、委員会は、この規定に基づいて、著作物の私的使用の複製のために使用することができるすべての記録媒体が課金対象となりうると解してきた<sup>48</sup>。より具体的には、委員会は、2001 年 1 月 4 日の決定（委員会決定第 1 号）において、アナログ記録媒体に加え、私的使用の複製に使用することができるすべてのデジタル記録媒体が課金対象となりうると宣言した。すなわち、同決定第 1 条において、「レコード及びビデオグラムに固定された著作物の私的使用の複製に使用することができるすべてのデジタル記録媒体が、L. 311-1 条以下に基づいて支払われるべき報酬[私的複製に対する報酬]に対する資格を有する。その形式及び提示方法、取出し可能か又は商品化されたいずれかの装置に内蔵されているか、一度だけ書き込めるか又は複数回書き込めるか、著作物の複製用か又はハイブリッドな使用、つまり、音、映像その他のいずれかのデータの複製用かは問わない。」と規定した。

<sup>47</sup> 租税一般法典 L. 256 条の 2 の I 第 3 号によると、「売主によって、取得者によって、又はこれらの者のために、取得者に宛てて他の EU 加盟国からフランスに発送又は輸送された有体動産を財産として処分する権能の取得」が共同体内取得とみなされている。租税一般法典上、大別すると、EU 域外からの取得であれば「輸入」、EU 域内での取得の場合は「共同体内取得」となる。

<sup>48</sup> Rapport annuel, COMMISSION POUR LA REMUNERATION DE LA COPIE PRIVEE de l'article L. 311-5 du code de la propriété intellectuelle, session 2006-2007, 7-参照。

この決定以降、さまざまな媒体が課金対象とされ、現在、アナログ記録媒体（オーディオカセット、ビデオカセット）に加えて、多様なデジタル記録媒体（MD、CD、DVD、DVHS、取出し可能オーディオメモリ、3.5 インチフロッピーディスク、テレビ・ビデオレコーダー・デコーダー・携帯プレイヤー・居間用機器・携帯電話・カーナビ・カーラジオに内蔵されたメモリ及びハードディスク、汎用メモリカード、汎用 USB、外部ストレージ媒体[外付け HD・メモリ]、マルチメディアタッチスクリーンタブレット）が課金対象となっている（別紙①参照）。

さらに、2016 年法により、L. 311-4 条第 2 項において、新たにテレビ・ラジオサービスの編集者及びその配給者が報酬の支払義務者として規定された。すなわち、L. 311-4 条第 2 項において、「この報酬[私的複製に対する報酬]はまた、伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号にいうラジオ又はテレビサービス<sup>49</sup>の編集者<sup>50</sup>又はその配給者<sup>51</sup>であって、遠隔アクセスの手段によって、この編集者又はその配給者によってリニアの方法<sup>52</sup>により放送される番組から著作物の私的使用のための複製を自然人に提供する者によっても支払われる。ただし、この複製が、この自然人によって、番組の放送前又は残りの部分のためにその最中に要求されることを条件とする。」と規定された。平たく言うと、L. 311-4 条第 2 項は、遠隔アクセス手段によって、自己のリニア放送（オンデマンド型ではない番組表に基づく放送）番組の私的複製を一般に提供するサービス（番組が公衆に同時受信されるサービス[インターネット上でのみ提供されるサービスを含む]）の編集者（サービスの

---

<sup>49</sup> テレビサービスとは、「すべての公衆又は一分野の公衆によって同時に受信されることが意図されるいずれかの電子的手段による公衆への伝達サービスであって、その主たる番組が映像と音を含む一連の整理された送信で構成されるもの」をいい、ラジオサービスとは、「すべての公衆又は一分野の公衆によって同時に受信されることが意図されるいずれかの電子的手段による公衆への伝達サービスであって、その主たる番組が音を含む一連の整理された送信で構成されるもの」をいう。この定義は、サービスが提供される電子的伝達網の種類を問わず適用され、インターネット上でしか提供されないサービスも、テレビ・ラジオサービスに含まれる。視聴覚高等機関(CSA)の解説：

<http://www.csa.fr/Services-interactifs/Web-TV-Web-Radio/La-definition-des-services-relevant-de-la-communication-audiovisuelle>

<sup>50</sup> 「サービスの編集者(éditeur)：視聴覚メディアサービスの内容の選択に係る編集責任を負い、かつ、これが編成される方法を決定するいずれかの自然人又は法人。」(視聴覚メディアサービスに関するデクレ(Décret coordonné sur les services de médias audiovisuels (version consolidée par le CSA)第 1 条第 16 号)

<sup>51</sup> 「サービスの配給者(distributeur)：その方法のいかんを問わず、特に、地上波により、衛星により、又はテレビ放送網を媒介として、一又は二以上の視聴覚メディアサービスを公衆の利用に供するいずれかの法人。このサービスの提供には、その法人自身が編集したサービス及びその法人が契約関係を確立した第三者が編集したサービスを含む。他の配給者と契約関係を確立することにより、サービスの提供を構築するいずれかのサービスの配給者も、サービスの配給者とみなされる。」(前掲視聴覚メディアサービスに関するデクレ第 1 条第 15 号)

<sup>52</sup> 「リニアの(linéaire)方法」については、その内容は明確ではなく、今後の判例等によりその具体的な内容が明らかにされることになるが、いわゆるオンデマンド型(ノン・リニア型)ではないリニア型放送のことを指していると思われる。前掲視聴覚メディアサービスに関するデクレ第 1 条第 49 号及び第 50 号によると、「リニア・サービス：その番組が、視聴覚メディアサービスの編集者が入念に作り上げた番組表に基づいて、この編集者が決定した時に、すべての公衆又は公衆の一部によって同時に受信されることが意図される視聴覚メディアサービス。」「ノン・リニアサービス：その番組が、視聴覚メディアサービスの編集者が作成した番組のカタログに基づいて、利用者の要求に応じて、かつ、利用者が選択した時に受信されることが意図される視聴覚メディアサービス。」

編集責任等を負う者) 又はその配給者 (サービスを公衆に提供する者) も、この複製が番組の放送前又は放送中に要求される場合には、報酬を支払う旨規定している (\*ここで、「放送」にはインターネット放送も含まれる)。この規定は、私的複製の法的枠組みをクラウド・コンピューティングの発展に適合させることを目的とした改正の中で規定されたものであり、この規定により、NPVR<sup>53</sup>サービスを課金対象とすることが意図されている<sup>54</sup>。

2017年6月19日、委員会は、この規定に基づき、NPVRサービスを課金対象とする決定を行っている (委員会決定第17号)<sup>55・56</sup>。

## (2) 報酬額

### 【知的所有権法典法律の部】

#### L. 311-4 条

**3** 報酬の額は、記録媒体の型及びその記録可能時間若しくは能力、又はこの条第2項に規定する場合には、ラジオ若しくはテレビサービスの編集者若しくは配給者によって提案される蓄積サービスの利用者数及びこの編集者若しくはこの配給者によって利用に供される蓄積能力に応じて決定される。

**4** この額はまた、それぞれの型の媒体、及び同第2項に規定する場合には、ラジオ又はテレビサービスの編集者又は配給者によって利用に供される蓄積能力の使用に応じて決定される。この使用は、調査に基づいて評価される。ただし、客観的要素により、媒体又はラジオ若しくはテレビサービスの編集者若しくは配給者によって利用に供される蓄積能力が、著作物の私的使用の複製のために使用されることができ、この結果、報酬の支払を生じさせるはずであることを証明することができる場合には、この報酬の額は、この支払義務から起算して1年を超えることのできない期間について、第3項に規定する基準のみを適用して決定することができる。

<sup>53</sup> 立法過程において、NPVRとは、「ネットワーク上のビデオレコーダーを意味する。これは、記録媒体が、利用者個人のハードディスクではなく、第三者が提供した個人の記録領域であるということの意味する。NPVRで記録されたファイルは、「クラウド」の中で保存され、どこでも、すべての媒体上で、アクセスできる。」と整理されている。

<sup>54</sup> <https://www.senat.fr/dossier-legislatif/pjl15-015.html>

<sup>55</sup> 委員会決定第16号それ自体においては、課金対象は、条文の文言に沿う形(ラジオの部分は除く)で、「伝達の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号にいうテレビサービスの編集者又はその配給者が、遠隔アクセスの方法により、この編集者又はその配給者がリニアの方法により放送する番組から著作物の私的使用のための複製を自然人に提供するサービス。ただし、この複製が、この自然人によって、番組の放送前又は残りの部分のためにその最中に要求されることを条件とする。」と定められているが、委員会の議論の過程では、NPVRに対する報酬額の決定という形で議論が進められ、決定第16号採択当日の議事次第においても、「NPVRを私的複製に対する報酬の対象とすることに関する決定の採択」と記載されている。また、委員会は、その報告書において、2016年法により特定のクラウドにおける情報処理サービスが課金対象となるとした上で、そのサービスとは、「その放送時に、リニア型テレビ又はラジオサービスの番組を、利用者の要求に応じて複製することを可能にするオンライン上の公衆への伝達サービス(ネットワーク・パーソナル・ビデオレコーダー-NPVR)」であると説明している。

2017年6月19日の議事録：

<http://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Propriete-litteraire-et-artistique/Commission-pour-la-remuneration-de-la-copie-privee/Activites/Les-comptes-rendus-des-seances>

。Rapport annuel, COMMISSION POUR LA REMUNERATION DE LA COPIE PRIVEE de l'article L. 311-5 du code de la propriété intellectuelle, session 2015-2017, 23.

<sup>56</sup> 現在、「Molotov TV」というインターネットサイト上で、放送番組の視聴・録画サービスが提供されている。Molotov社は、30局以上の放送局と契約をし、放送番組の同時・事後の視聴サービスやクラウド上での録画サービスなどを提供しており、録画した番組は、各種端末(パソコン、スマホ等)から視聴できる。(Molotov社は規定上、「配給者」に当たる)。

5 報酬の額は、L. 331-5 条に定める技術的手段の使用の程度及び私的コピーのための例外に属する使用に対するこれらの影響を考慮する。それは、金銭的補償をすでに生じていた私的コピー行為の報酬をもたらすことはできない。

#### L. 311-6 条

III 私的コピーに対する報酬から生じる金額の 1%を超えることができない部分は、これらの機関によって、L. 311-4 条第 4 項の適用を受けて L. 311-5 条に規定する委員会によって行われる使用の調査の資金に充てられる。この委員会は、事前にその仕様書を作成する。

知的所有権法典は、報酬額の決定方法について、次のとおり定めている。

報酬の額は、記録媒体の型、記録可能時間又は容量に応じて決定される。ラジオ・テレビサービスの編集者又はその配給者（以下、「編集者等」という）が支払う報酬は、編集者等が提案するストレージサービスの利用者数及び編集者等が提供するストレージ能力（容量・時間）に応じて決定される（L. 311-4 条第 3 項）。

この額はまた、各媒体及びラジオ・テレビサービスの編集者等が提供するストレージ領域の使用に応じて決定される。この使用は、調査に基づいて評価される（L. 311-4 条第 4 項本文）。ただし、客観的要素により、媒体、又はラジオ・テレビサービスの編集者等が提供するストレージ領域が、著作物の私的複製に使用されうることを証明できる場合、支払義務から起算して 1 年以内の期間については、使用調査を行わず、前記 L. 311-4 条第 3 項に規定する基準のみに基づいて報酬額を決定することができる（L. 311-4 条第 4 項ただし書き）。集中管理機関が徴収した報酬の 1%以下の額は、委員会が行うこの使用調査の資金に充てられる（L.311-6 条の III）。

報酬額は、技術的手段の使用の程度及び技術的手段が私的複製の例外規定の対象となる使用に与える影響も考慮に入れて決定しなければならない（L. 311-4 条第 5 項第 1 文）。さらに、「金銭的補償をすでに生じていた私的コピー行為の報酬をもたらすことはできない。」（L. 311-4 条第 5 項第 2 文）ことも確認されている。つまり、二重課金は禁止される。

技術的保護手段に関する規定は、2001 年 EU 指令<sup>57</sup>の影響を受けて、2006 年法<sup>58</sup>により規定されたものである。

使用調査の要件は、報酬額は、定期的に更新される客観的な調査を用いて媒体の使用類型を評価したうえで決定しなければならないと述べた 2011 年 6 月 17 日のコンセイユ・データ判決<sup>59</sup>を受けて、同年制定された 2011 年法によって導入されたものである。もっとも、委員会は、それ以前から、場合に応じ、使用調査を行って報酬額を決定していた。具体的には、2001 年以降、使用実態調査（特に、汎用機器）又は媒体の技術的特徴から各媒体に

<sup>57</sup> Directive 2001/29/CE du Parlement européen et du Conseil du 22 mai 2001 sur l'harmonisation de certains aspects du droit d'auteur et des droits voisins dans la société de l'information

<sup>58</sup> Loi n° 2006-961 du 1 août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information.

<sup>59</sup> 2011 年 6 月 17 日コンセイユ・データ判決

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?oldAction=rechJuriAdmin&idTexte=CETATEXT000024250538&fastReqId=2126312028&fastPos=1>

において各分野の著作物（音、視聴覚、文書、静止映像）が私的複製に使用される部分を割り出し（ここで職業的使用は除外される）、当該部分における各著作物の圧縮行為の実態（圧縮率）を考慮した平均記録時間を算定し、それに委員会が決定した各分野の著作物の1時間当たりの料率を乗じて報酬額を決定していた<sup>60</sup>。2011年以降は、報酬額の決定に当たり、すべての場合に使用調査の実施が義務付けられたことになる。

2011年以降に決定された料金表としては、委員会決定第15号（2012年12月14日の決定）と第16号（2017年6月19日の決定）がある。

委員会決定第15号では、委員会は、次の方法により報酬額を決定している。まず、2011年6月17日のコンセイユ・デタ判決は、私的複製に対する報酬額は、私的複製の各行為者による私的複製に係る権利料の支払総額を生じさせる収入に類する収入を生み出す水準で定めるべきと述べており<sup>61</sup>、委員会は、これを考慮して報酬額の計算方法を決定するものとしている。

そして、具体的には、次の方法により報酬額を決定している。

- ①調査から測定される各媒体・機器グループの平均記録容量（CM）における、各類型の著作物（音、視聴覚、文書、静止映像）の適法なソースからの平均私的複製量（V）を、使用調査の結果から決定する。
- ②私的複製に対する報酬の参照料率（TR）を決定する。この料率は、排他的権利を適用して許諾される各類型の著作物の利用によって生じる収入（市場の経済データから測定）の15%に相当する額とする<sup>62</sup>。
- ③各媒体グループの1ギガバイト当たりの料金（TGB）を決定する。（\*ただし、CD-R・RW data、DVD-Ram、DVD-R及びDVD-RW dataについては、媒体毎に単一の報酬の料金表が決定される。）
- ④場合により、1ギガバイト当たりの料金に適用される割引率（A）を決定する。この割

<sup>60</sup> このほか、他の課金媒体と共に使用される可能性のある媒体については割引を行ったり、記録容量が多い媒体については、最終的に使用されない部分があることを考慮して割引を行うなどの調整を行っていた。また、DVD dataの報酬額が数度にわたり改定され、報酬額が下げられたが、それは課金媒体が増加する中で、委員の間で最大のコンセンサスを得ようとした結果であり、また、考慮される圧縮率もコンセンサスを取得するための調整がなされていると説明されている。前掲 Rapport annuel, 17。なお、客観的調査に基づいて報酬額を決定すべきものと述べた2011年6月17日のコンセイユ・デタ判決は、委員会決定第7～8号が違法複製を考慮に入れていないとして無効と判断された決定に係る課金媒体等について、違法ソースからの複製を除外することにより私的複製率は低下する一方、圧縮の実態に照らすと記録時間は増加するとの理由により、無効とされた決定第7～8号とほぼ同一の料金表を採択した委員会決定第11号を無効とした際に述べられたものである。この料金表の決定経緯については、前掲 Rapport 2008-2009, 19も参照。

<sup>61</sup> 前掲 2011年6月17日コンセイユ・デタ判決。

<sup>62</sup> 基本的に、経済データから得られた各類型の主なコンテンツの平均価格（税抜）の50%前後に相当する額を「排他的権利を適用して許諾される各類型の著作物の利用によって生じる収入」とみなしている。「15%」は、2001年に委員会内での交渉の結果得られた割合であり、2001年からこの割合が採用されている。

2012年4月14日の議事録他：

<http://www.culture.gouv.fr/Thematiques/Propriete-litteraire-et-artistique/Commission-pour-la-remuneration-de-la-copie-privée/Activites/Les-comptes-rendus-des-seances>

引は、記録機器・媒体のストレージ容量の増加と測定される私的複製のための使用が直線的な関係にないこと（「大容量」割引）、及び報酬が対象媒体の市場に与える影響を考慮したものである。

⑤これらの結果により、記録容量のギガバイト数（n）に応じて対象媒体に適用される報酬額を決定する。（\*ただし、CD-R・RW data、DVD-Ram、DVD-R 及び DVD-RW data については、媒体毎に単一の報酬の料金表が決定される。）

（\*一部の媒体[決定第 15 号表 3・表 9・表 8A]については、このように決定された報酬額は、容量の区分に対して適用される。）

以上により、私的複製に対する報酬額は、次の額に相当する金額となる。

報酬額＝ギガバイト数(n)×(TGB[1 ギガバイト当たりの料金]－A[割引率])

$$* \text{ TGB} = \frac{\text{V[平均私的複製量]} \times \text{TR[参照料率]}}{\text{CM[平均記録容量]}}$$

委員会決定第 16 号では、NPVR サービスの料金表が決定されたが、この際は、L. 311-4 条第 4 項ただし書きに基づいて、使用調査は行わずに暫定的な報酬額を決定している。調査を行わなかった理由としては、これらのサービスに関する私的複製の使用調査の実施及びこの調査結果に照らした決定の採択には期間を要するが、この間、法律によって規定される私的複製に対する報酬を権利者から奪い、権利者に損害を与えることになることを挙げている。報酬額の決定においては、これらのサービスは、既に課金対象であったテレビ受像機・ビデオレコーダー・デコーダー内蔵メモリ及びハードディスクと類似性を有するとして、これらの媒体の報酬額を基礎に、サービスの使用時間なども考慮して報酬額を決定している。この決定の有効期間は、L. 311-4 条第 4 項ただし書きに基づき決定発効後 1 年以内と規定されている。今後、使用調査に基づいた新たな報酬額が決定される予定である。

## 5. 免除・返還制度

### 【知的所有権法典法律の部】

#### L. 311-8 条

I 私的コピーに対する報酬は、記録媒体が次の各号に掲げる者によってその自己の使用又は製作のために取得される場合には、支払われるべきものではない。

(1) 視聴覚伝達企業

(2) レコード又はビデオグラムの製作者及びレコード又はビデオグラムの製作者のためにその複製を確保する者

(2)の 2 デジタル媒体上で発行される著作物の出版者

(3) 視覚又は聴覚障害者に対する支援を目的として記録媒体を使用する法人又は機関であって

その一覧表が文化担当大臣によって決定されるもの

II 私的コピーに対する報酬は、特に職業的な目的のために取得される記録媒体であって、その使用条件が私的コピーを目的とした使用を推定することを認めないものについても、支払われるべきものではない。

IIの2 私的コピーに対する報酬は、フランスにおいて流通に置かれた記録媒体の輸出又は共同体内引渡を行う者によっても、支払われるべきものではない。

III 免除を確認し、及びその方法を定める協約を、I、II又はIIの2の受益者とL. 311-6条のI\*に規定する機関の一との間で締結することができる。機関の一が、協約を締結することを拒絶する場合には、機関はこの拒絶の理由を明示しなければならない。

2 協約の締結がない場合には、これらの者は、文化担当大臣及び経済担当大臣によって決定される証拠書類の提出に基づいて、報酬の返還を受ける権利を有する。

#### \*L. 311-6条

I L. 311-1条に規定する報酬は、権利者のために、この編第2章に規定する一又は複数の集中管理機関であって文化担当大臣からこのために認可されたものによって徴収される。

現行知的所有権法典L. 311-8条は、一定の場合について、報酬の免除・返還制度を規定している。具体的には、L. 311-8条は、

①視聴覚伝達企業<sup>63</sup>、レコード又はビデオグラムの製作者及びレコード又はビデオグラムの製作者のためにその複製を確保する者、デジタル媒体上で発行される著作物の編集者及び視覚又は聴覚障害者に対する支援を目的として記録媒体を使用する法人又は機関であって文化担当大臣によって決定される一覧表に掲載される者が、記録媒体を自己の使用又は製作のために取得する場合

②特に職業的な目的のために取得される記録媒体であって、その使用条件が私的複製を目的とした使用を推定することを認めないものの場合

③フランスにおいて流通に置かれた記録媒体の輸出又は共同体内引渡を行う者の場合には、報酬は支払われるべきものではないと規定した上で、これらの規定の対象者は、報酬の徴収機関と報酬の免除の協約（免除を確認し、免除の方法を定める協約）を締結するか、文化担当大臣及び経済担当大臣が決定した書類<sup>64</sup>を提出して報酬の返還を受けことができると規定し、包括的な免除制度と個別の返還制度を用意している。

知的所有権法典旧L. 311-8条は、現行L. 311-8条のI（前記①）に規定された者についてのみ報酬の返還制度を規定していた。すなわち、旧L. 311-8条は、「報酬は、視聴覚伝達企業、レコード又はビデオグラムの製作者及びレコード又はビデオグラムの製作者のためにその複製を確保する者、デジタル媒体上で発行される著作物の出版者、視覚又は聴覚障害者に対する支援を目的として記録媒体を使用する法人又は機関であってその一覧表が文化担当大臣によって決定されるものによって、その自己の使用又は製作のために取得され

<sup>63</sup> 「視聴覚伝達企業」とは、伝達の自由法(前掲)にいう視聴覚伝達サービス (ex. テレビ・ラジオサービス、オンデマンド型視聴覚メディアサービス) を経営する機関をいう(L. 216-1条)。

<sup>64</sup> この書類の内容は、2011年12月20日のアレテによって定められている。Arrêté du 20 décembre 2011 relatif au remboursement de la rémunération pour copie privée.

る場合には、返還される」とのみ規定していた。コンセイユ・デタは、このような法制下で、委員会決定第 7～10 号の無効判決を受けて無効とされた課金媒体等の料金表を再決定した委員会決定第 11 号を、「特に職業的目的で取得される媒体であって、その使用条件がこれらの製品の私的複製を目的とした使用を推定することを認めないものを[課金対象から]免除する可能性」が規定されておらず、知的所有権法典の規定及び欧州司法裁判所の判決<sup>65</sup>によって解釈される 2001 年 EU 指令に違反しており無効と判断した（2011 年 6 月 17 日コンセイユ・デタ判決<sup>66</sup>）。委員会は、特定の媒体については、職業的使用の程度に応じて報酬額を調整したと主張したが、コンセイユ・デタは、このことが仮に証明されたとしても、「私的複製以外の使用の免除の要請への適合性を確保するのには十分ではない」とも判断している。このコンセイユ・デタの判決を受けて、2011 年法により、職業目的取得に係る免除・返還制度が規定された（前記②）。この法改正後、このコンセイユ・デタにより無効とされた決定に係る課金媒体等の報酬額を、前記（4. 課金対象・報酬額（2）報酬額）の方法により算定して決定された新たな料金表（委員会決定第 15 号）は、コンセイユ・デタにより有効と判断されている<sup>67</sup>。

その後さらに、2016 年法により、輸出者等が免除・返還制度の対象に加えられている（前記③）。

報酬の徴収分配を担う集中管理機関 COPIE FRANCE のウェブサイト公表されているデータによると、現在、約 1,500 の者が COPIE FRANCE と免除の協約を締結している。個別の返還請求は、COPIE FRANCE のウェブサイトからも行うことができる<sup>68</sup>。

## 6. 公表

### 【知的所有権法典法律の部】

#### L. 311-5 条

5 委員会の決定は、フランス共和国官報に公示される。

#### L. 311-4-1 条

1 各媒体に固有の L. 311-3 条に規定する報酬の額は、L. 311-4 条に規定する記録媒体が売りに出される時に取得者に知らされる。この報酬及びその目的に関する説明書き（これは非物質化された方法で媒体に組み入れることができる。）も取得者に知らされる。この説明書きには、L. 311-8 条に規定する条件に従って、私的コピーに対する報酬の免除に係る協約を締結し、又はその返還を得ることが可能である旨を記載する。

2 この条の懈怠は、消費法典 L. 511-3 条及び L. 511-21 条に規定する職員によって、同法典

<sup>65</sup> 2010 年 10 月 21 日の Padawan SL 判決(C-467/08)[<http://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?num=C-467/08>]  
<sup>66</sup> 前掲。

2014 年 6 月 25 日、コンセイユ・デタは、同様の趣旨により、委員会決定第 13 号も無効と判断した。  
<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?idTexte=CETATEXT000029177093>

<sup>67</sup> 2014 年 11 月 19 日コンセイユ・デタ判決：

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?oldAction=rechJuriAdmin&idTexte=CETATEXT00029851682&fastReqId=1153515993&fastPos=1>。

なお、同日、委員会決定第 14 号も、コンセイユ・デタにより有効と判断されている。

(<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriAdmin.do?oldAction=rechJuriAdmin&idTexte=CETATEXT00029915155&fastReqId=826627016&fastPos=1>)

<sup>68</sup> <http://www.copiefrance.fr/fr/professionnels/exoneration-et-remboursement>

- L. 511-5 条に規定する条件に従って、調査し、及び確認される。この懈怠は、行政的罰金により制裁され、その額は 3,000 ユーロを超えることはできない。
- 3 この条の適用条件は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる。

#### 【知的所有権法典規則の部】

##### R.311-7 条

- 4 委員会の決定は、文化担当大臣の注意の下、フランス共和国官報に公示される。

##### R. 311-9 条

L. 311-4-1 条の適用に当たり、L. 311-4 条にいういずれの記録媒体の取得者にも次に掲げる事項を知らせなければならない。

- (1) 各記録媒体に固有の私的複製に対する報酬額
- (2) L. 311-4-1 条に規定する説明書きの存在
- (3) この説明書きの非物質化版を閲覧し、及びダウンロードすることができるオンラインでの公衆への伝達サイトの URL アドレス

##### R. 311-10 条

I 販売場所において、R. 311-9 条に規定する情報は、関係する媒体の近くで、明確で読みやすい掲示の形をとる。

II ただし、販売が、遠隔伝達技術によって最終使用者に向けて行われる場合、又は販売が、掲示を可能としない物質的な環境において行われる場合には、この情報は、契約締結前に効果を発揮するいずれかの手段によりの確な方法で取得者に知らされる。

III 記録媒体が、職業的取得者に販売される場合には、R. 311-9 条に規定する情報は、計算書の末尾に表示される。この情報に、購入の時に支払われた報酬の返還の権能の記載を付加する。

##### R. 311-11 条

文化担当大臣のアレテが、L. 311-4-1 条に規定する説明書きの内容及びこの説明書きを閲覧し、又はダウンロードすることができるオンラインでの公衆への伝達サイトの URL アドレスを明定する。

##### R. 311-12 条

1 L. 311-4-1 条の懈怠を制裁する行政的罰金を宣告するための権限を有する当局は、消費法典 R. 141-4 条によって指定される行政当局である。

2 行政当局は、いずれの決定の前にも、問題となっている者に、懈怠を確認する調書の写しを送付し、この者に対して予定される制裁を書面で通知する。この際、この者が一件書類の内容を知ることができること、及びこの者が選択する相談役の支援を得ることができることを示すとともに、この者に、60 日以内に書面の（場合により口頭の）見解を提示するよう促す。この期間の経過後、行政当局は、理由を付した決定により、罰金を宣告し、対応する徴収権原を発する。

委員会の決定は、官報で公示される（L. 311-5 条第 5 項）。したがって、課金対象・報酬額も官報で公示される。

さらに、2001 年法により、媒体を販売する時に記録媒体の取得者に報酬額を知らせるとともに、報酬及び目的に関する説明書き（免除・返還制度の説明を含む）も取得者に知らせるべきことが規定された（L. 311-4-1 条第 1 項）。これに違反した場合には、罰金が科せられる（L. 311-4-1 条第 2 項、R. 311-12 条）。

情報提供の具体的な方法は、規則に定められている（R. 311-9 条以下）。

取得者への情報提供義務の規定は、知的所有権法典上、直接的な支払義務者は製造者等であるが、真の支払義務者は消費者であるとの考えを表すものと考えられている。

## 7. 文化目的事業

### 【知的所有権法典法律の部】

#### L. 324-17 条

1 集中管理機関は、次の各号に掲げるものを、創作支援活動、生の興業の普及、芸術的及び文化的教育の発展並びに芸術家の養成活動に使用する。

(1) 私的コピーに対する報酬から生じる金額の 25%

(2) L. 122-10 条、L. 132-20-1 条、L. 214-1 条、L. 217-2 条及び L. 311-1 条の適用を受けて徴収される金額であって、フランスが加盟国である国際条約の適用を受けて、又は L. 324-16 条\*に規定する期間の満了前にその受取人を特定し、若しくは探し出すことができなかつたために、分配することができなかつたものの全部

2 これらの機関は、時効消滅していない権利料の支払請求を害することなく、分配日から 3 年目の年の終わりから、第 2 号にいう金額の全部又は一部をこれらの活動に使用することができる。

3 当該金額の配分（一の者のみに享受させることはできない。）は、集中管理機関の総会の投票に付される。同総会は、3 分の 2 の多数決で決定を行う。このような多数決が得られない場合には、このために特別に招集される新たな総会が、単純多数決で決定を下す。

4 芸術的及び文化的教育の発展に対する支援は、著作者又は実演家によって創作の自由、建築及び文化遺産に関する 2016 年 7 月 7 日の法律第 2016-925 号第 3 条第 9 号に規定する活動に提供される援助であると理解される。

L. 324-16 条 集中管理機関が徴収する権利料の支払行為は、その徴収の日から起算して 5 年で時効により消滅する。この期間は、最大、L. 324-12 条に規定する支払期間<sup>69</sup>の間、又は支払日がある場合には、支払日まで停止される。分配日又は支払日は、容易にアクセスできる参照資料において、いずれの権利者にも知らされる。

### 【知的所有権法典規則の部】

#### R. 327-1 条

L. 324-17 条の適用を受けて集中管理機関によって給付されるいずれの支援も、機関と受益者間の協約の対象となる。この協約には、提供される援助の使用条件及び受益者が支援がこの目的に従って使用されたことを証明することを可能にする要素を伝達する条件を規定する。

報酬の 25%は、文化目的事業（創作支援活動、生の興行の普及、芸術的・文化的教育の発展、芸術家の育成活動）に使用される（L. 324-17 条第 1 項第 1 号）。また、国際条約<sup>70</sup>の適用により、又は報酬の支払行為の時効期間（徴収日から 5 年（L. 324-16 条））の満了前に報酬の受取人を特定し、又は探し出すことができなかつた<sup>71</sup>ことにより分配できなかった

<sup>69</sup> 正当な理由がない限り、徴収された会計年度の終わりから 9 か月以内（L. 324-12 条）。、

<sup>70</sup> 立法資料によると、隣接権に関するローマ条約が想定されている。

[http://www.assemblee-nationale.fr/11/rapports/r2471.asp#P447\\_68645](http://www.assemblee-nationale.fr/11/rapports/r2471.asp#P447_68645)

<sup>71</sup> 2016 年改正（著作権・隣接権の集中管理等に関する 2014 年 2 月 26 日の EU 指令の国内法化に関する 2016 年 12 月 22 日のオルドナンス：Ordonnance n° 2016-1823 du 22 décembre 2016 portant transposition de la directive 2014/26/UE du Parlement européen et du Conseil du 26 février 2014

金額も、文化目的事業に使用される (L. 324-17 条第 1 項第 2 号)。集中管理機関は、報酬の分配日から 3 年目の年の終わりから、これらの金額の全部又は一部を文化目的事業に使用することができる。ただし、権利者は、この後も、時効期間の満了前であれば、報酬の支払請求を行うことができる (L. 324-17 条第 2 項)。

報酬の配分は、集中管理機関の総会の投票に付される (L. 324-17 条第 3 項)。

---

concernant la gestion collective du droit d'auteur et des droits voisins et l'octroi de licences multiterritoriales de droits sur des œuvres musicales en vue de leur utilisation en ligne dans le marché intérieur) において、集中管理機関は、権利者の特定・所在の確定のために必要な措置をとること (特に、所定の期間内に、自己が代表する権利者や集中管理機関が、権利者の特定・所在の確定できなかった著作物その他の目的物の一覧表に、オンラインで容易にアクセスできるようにすること)、この措置によっても権利者の特定・所在の確定ができない場合には、所定の期間内に、これらの情報をオンライン・サービスにより公衆に提供すること (L. 324-14 条)、これらの措置をとらない場合には、「分配できない金額」とはみなされないこと (L. 324-15 条) が定められている。ただし、実際の運用は確認できなかった。

＜別紙①：現在有効な料金表<sup>72)</sup>＞

○2001年12月6日の決定（第2号）[現在有効な部分のみ]

1. アナログ記録媒体（時間ごとの報酬）

オーディオカセット：100時間当たり 28.51€

ビデオカセット：100時間当たり 42.84€

2. デジタル記録媒体（媒体ごとの報酬）

	報酬（€）	記録時間又は容量
ミニディスク	45.73€	100時間
CDR・CDR-RW Audio	45.73€	100時間
DVD-R・DVD-RW Video	125.77€	100時間
DVHS	125.77€	100時間
オーディオ用取出し可能メモリ	1.05€	100MB

○2003年6月10日の決定（第4号）

－3.5インチフロッピーディスク

報酬（€）	記録容量（MB）
0.015	1.44

○2012年12月14日の決定（第15号）

表1：CD R・RW data

	記録容量	報酬（€）
CD R・RW data	700MB	0.35 <sup>73)</sup>

表2：DVD Ram、DVD R、DVD RW data

	記録容量	報酬（€）
DVD R・RW data <sup>ママ</sup>	4.7GB	0.9 <sup>74)</sup>

表3：テレビ受像機、ビデオレコーダー又はテレビ信号の到来とテレビ受像機とのインターフェイスを確保するボックス（デコーダー又は「ボックス」）（表9に記載するものは除く）であってビデオグラムのデジタル記録機能を有するもの、又はビデオグラムの記録用携帯プレイヤーに内蔵されたメモリ及びハードディスク<sup>75)</sup>

<sup>72)</sup> 2. に記載のとおり、フランスにおいては、わが国でいう録音・録画以外の複製についても報酬請求権が認められているため、汎用機器に関する報酬額には、わが国の録音・録画以外の複製に係る報酬額も含まれている。

<sup>73)</sup> 700MBにつき、0.35€である。

<sup>74)</sup> 4.7GBにつき、0.9€である。

<sup>75)</sup> テレビ、ビデオレコーダー、セットトップボックスが対象となっている。

記録容量	報酬 (€)
～8GB	6.3
8GB～40GB	12
40GB～80GB	18
80GB～160GB	25
160GB～250GB	30
250GB～320GB	37.5
320GB～500GB	45

表 4: レコードに固定された著作物の読取用携帯プレイヤー又は居間用機器に内蔵されたメモリ及びハードディスク<sup>76</sup>

記録容量	割引後 (TGB - A) の 1 ギガバイト当たりの€での報酬 (€/GB)
～8GB	1.5
8GB～32GB	1

表 5: レコード・ビデオグラム両方のデジタル記録用携帯プレイヤー又は居間用機器に内蔵されたメモリ及びハードディスク<sup>77</sup>

記録容量	割引後 (TGB - A) の 1 ギガバイト当たりの€での報酬 (€/GB)
～4GB	1.5
4GB～8GB	0.88
8GB～16GB	0.5
16GB～32GB	0.35
32GB～96GB	0.33

表 6: 汎用 USB キー

記録容量	割引後 (TGB - A) の 1 ギガバイト当たりの€での報酬 (€/GB)
～2GB	0.2
2GB～4GB	0.16
4GB～8GB	0.13
8GB～	0.1

表 7: 汎用メモリカード

記録容量	割引後 (TGB - A) の 1 ギガバイト当たりの€での報酬 (€/GB)
～2GB	0.09
2GB～4GB	0.08
4GB～8GB	0.07

<sup>76</sup> MP3 携帯プレイヤー・Hi-Fi 機器が対象となっている。

<sup>77</sup> MP4 携帯プレイヤー・Hi-Fi 機器が対象となっている。

8GB～	0.06
------	------

表 8：パーソナル・マイクロコンピュータと直接（つまり、接続ケーブル及び取込みケーブル以外の補助器材を付加する必要なしに）使用することができる外部蓄積媒体（表 9 に記載するものは除く）<sup>78</sup>

A. 記録容量	報酬 (€)
～120GB	8.4
120GB～320GB	9.6
320GB～500GB	11
500GB～1,000GB	20

B. 記録容量	割引後 (TGB - A) の 1 ギガバイト当たりの€ での報酬 (€/GB)
1,000GB～5,000GB	0.015
5,000GB～10,000GB	0.012

表 9：いわゆる「マルチメディア」外部蓄積媒体であって、  
 ーマイクロコンピュータの使用を必要とせずに、動画及び/又は音の復元を可能にする一又は複数のオーディオ及び/又はビデオの出力端子及び/又は情報処理ポートを有するもの  
 ーさらに、マイクロコンピュータの使用を必要とせずに、動画及び/又は音の復元を可能にする一又は複数のオーディオ及び/又はビデオ入力端子及び/又は情報処理ポートを含むもの；又は  
 ーテレビの信号の到着とテレビ受像機とのインターフェイスを確保するボックスに内蔵され、又は連結され、かつ、ビデオグラムの記録専用ではないもの（マルチメディアハードディスク又は蓄積メモリ付き「ボックス」）<sup>79</sup>

記録容量	報酬 (€)
～8GB	6.3
8GB～40GB	9.3
40GB～80GB	12.5
80GB～160GB	16
160GB～250GB	23
250GB～320GB	27
320GB～500GB	30
500GB～1TB	31
1TB～2TB	32

表 10：レコードを聴くこと、又はビデオグラムを視ることを可能にする携帯電話に内蔵さ

<sup>78</sup> 外付け HDD、SSD、デスクトップ型 NAS が対象となっている。

<sup>79</sup> オーディオ又はビデオ出力端子・IT ポート（+オーディオ又はビデオ入力端子・IT ポート）付き外付け HDD・メモリ・マルチメディア HDD・メモリ付きセットトップボックスが対象となっている。

れたメモリ及びハードディスク

記録容量	割引後 (TGB - A) の1ギガバイト当たりのユーロでの報酬 (€/GB)
～8GB	0.7
8GB～16GB	0.5
16GB～32GB	0.3095
32GB～64GB	0.236

表 11：自動車用ナビゲーションシステム及び/又はカーラジオに内蔵されたレコードに固定された著作物の読取用メモリ及びハードディスク

レコードの読取用記録媒体の容量	割引後 (TGB - A) の1ギガバイト当たりのユーロでの報酬 (€/GB)
全容量	1.25

表 12：携帯プレイヤーの機能を有したマルチメディアタッチスクリーンタブレットであってモバイル端末のための OS 又は固有の OS を備えたもの

記録容量	割引後 (TGB - A) の1ギガバイト当たりのユーロでの報酬 (€/GB)
～8GB	0.8
8GB～16GB	0.525
16GB～32GB	0.3281
32GB～64GB	0.1969

○2017年6月19日の決定(第16号)

一伝達の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号にいうテレビサービスの編集者又はその配給者が、遠隔アクセスの方法により、この編集者又はその配給者がリニアの方法により放送する番組から著作物の私的使用のための複製を自然人に提供するサービス。ただし、この複製が、この自然人によって、番組の放送前又は残りの部分のためにその最中に要求されることを条件とする。

サービスによって提供される最大蓄積能力				1加入者又は1使用者当たりの私的複製に対する報酬料 (€/月)
蓄積能力 (ギガバイト)		蓄積能力 (時間)		
以上	以下	以上	以下	
—	8	—	8	0.105€
8	20	8	20	0.15€
20	40	20	40	0.2€
40	80	40	80	0.3€
80	160	80	160	0.417€
160	250	160	250	0.5€

250	320	250	320	0.625€
320	500	320	500	0.75€

＜別紙②：委員会決定の変遷＞

決定	主な決定の内容	備考
1986年6月30日の決定 <sup>80</sup>	私的複製のために使用することができる記録媒体の報酬額を決定した[実質、アナログ記録媒体が課金対象となった。]	
2001年1月4日の決定(第1号) <sup>81</sup>	ミニディスク、CD、DVD、DVHS、取出し可能オーディオメモリ、MP3携帯プレイヤーを課金対象とした。	
2001年12月6日の決定(第2号) <sup>82</sup>	報酬額をフランからユーロ建てにした。	
2002年7月4日の決定(第3号) <sup>83</sup>	テレビ・ビデオレコーダー・デコーダー内蔵HD、レコード用携帯プレイヤー・居間用機器内蔵HDを課金対象とした。	
2003年6月10日の決定(第4号) <sup>84</sup>	3.5インチフロッピーディスクを課金対象とした。	
2005年6月6日の決定(第5号) <sup>85</sup>	DVD dataの報酬額を改定した。	
2005年11月22日の決定(第6号) <sup>86</sup>	レコード用携帯プレイヤー・居間用機器内蔵メモリを新たに課金対象とし、内蔵HDとあわせて新たな料金表を決定した。	
2006年7月20日の決定(第7号) <sup>87</sup>	テレビ・ビデオレコーダー・デコーダー内蔵メモリ、ビデオグラム用携帯プレイヤー内蔵メモリ及びHDを新たに課金対象とし、すでに課金対象であったテレビ・ビデオレコーダー・デコーダー内蔵HDとあわせて新たな料金表を決定した。レコード・ビデオグラム用携帯プレイヤー・居間用機器内蔵メモリ及びHDを	製造者団体が、決定第7号の無効を求めてコンセイユ・データに訴えを提起し、コンセイユ・データにより、報酬額決定に際して違法複製行為による損害も考慮に入れたとして無効とされた。ただし、無効の効果は、文化・通信大臣への判決の通知から6か月後に生じるものとされた(ただし、判決日において、無効とされた規定に基づいて行われた行為について係争中の事案を除く) [前掲

<sup>80</sup> JO, 23 août 1986, 10279-.

<sup>81</sup> JO, 7 janvi. 2001, 336-.

<sup>82</sup> JO, 29 déc. 2001, 21319-.

<sup>83</sup> JO, 27 juill. 2002, 12877-.

<sup>84</sup> JO, 2 juill. 2003, 11121-.

<sup>85</sup> JO, 19 juin 2005, 6-.

<sup>86</sup> JO, 2 déc. 2005, 43-.

<sup>87</sup> JO, 13 sept. 2006, 41-.

	課金対象とした。DVD dataの報酬額を改定した。	2008年7月11日コンセイユ・データ判決]。
2007年7月9日の決定(第8号) <sup>88</sup>	汎用メモ리카ード、汎用USB、外付けHDを課金対象とした。DVD dataの報酬額を改定した。	製造者団体、消費者団体及びeコマース業者が、決定第8号の無効を求めてコンセイユ・データに訴えを提起し、コンセイユ・データにより、報酬額決定に際して違法複製行為による損害も考慮に入れたとして無効とされた。ただし、無効の効果は、2009年1月1日から生じるものとされた(ただし、判決日において、無効とされた規定に基づいて行われた行為について係争中の事案を除く)[前掲2010年12月17日コンセイユ・データ判決]。
2007年12月11日の決定(第9号) <sup>89</sup>	マルチメディア外付けHDを課金対象とした。	製造者団体が、決定第9号の無効を求めてコンセイユ・データに訴えを提起し、コンセイユ・データにより、報酬額決定に際して違法複製行為による損害も考慮に入れたとして無効とされた。ただし、無効の効果は、2009年1月1日から生じるものとされた(ただし、判決日において、無効とされた規定に基づいて行われた行為について係争中の事案を除く)[前掲2010年12月17日コンセイユ・データ判決]。
2008年2月27日の決定(第10号) <sup>90</sup>	マルチメディア携帯電話内蔵メモリ及びHDを課金対象とした。	製造者団体が、決定第10号の無効を求めてコンセイユ・データに訴えを提起し、コンセイユ・データにより、報酬額決定に際して違法複製行為による損害も考慮に入れたとして無効とされた。ただし、無効の効果は、2009年1月1日から生じるものとされた(判決日において、無効とされた規定に基づいて行われた行為について係争中の事案を除く)[前掲2010年12月17日コンセイユ・データ判決]。
2008年12月17日の決定(第11号) <sup>91</sup>	コンセイユ・データの無効判決を受けて、CD・DVD data及び決定第6号以降の課金対象	製造者団体、製造業者、放送関連業者及びeコマース業者が、決定第11号の無効を求めてコンセイユ・

<sup>88</sup> JO, 9 sept. 2007, 15-.

<sup>89</sup> JO, 19 janvi. 2008, 45-.

<sup>90</sup> JO, 3 avri. 2008, 39-.

<sup>91</sup> JO, 21 déc. 2008, 24-.

	の料金表を再検討した（違法ソースからの複製を除外することにより私的複製率は低下する一方、圧縮の実態に照らすと記録時間は増加するとの理由により、無効とされた決定第7～8号とほぼ同一の料金表とされた。）	デタに訴えを提起し、コンセイユ・デタにより、職業目的取得に係る免除規定を有していないとして無効とされた。また、報酬額は客観的調査に基づいて決定すべきものと指摘された。無効の効果は、文化担当大臣・通信大臣への判決の通知から6か月後に生じるものとされた（ただし、判決日より前に開始された係争中の事案を除く）[前掲2011年6月17日コンセイユ・デタ判決]。さらに、2011年法において、委員会の次の決定が発効するまでかつ最長2012年12月31日まで決定第11号が適用されると定められた。
2010年9月20日の決定 (第12号) <sup>92</sup>	決定第11号の外部蓄積媒体に関する規定を改めるとともに、特定のNASが課金対象に含まれる旨規定した。	2011年法において、委員会の次の決定が発効するまでかつ最長2012年12月31日まで決定第12号が適用されると定められた。
2011年1月12日の決定 (第13号) <sup>93</sup>	カーナビ・カーラジオ内蔵メモリ及びHD、マルチメディアタッチスクリーンタブレットを課金対象とした。汎用USB、汎用メモリカード、外付蓄積媒体の報酬額を改定した。	製造者団体、製造業者及び販売業者が、決定第13号の無効を求めてコンセイユ・デタに訴えを提起し、コンセイユ・デタにより、職業目的取得に係る免除・返還規定を有していないとして無効とされた[前掲2014年6月25日コンセイユ・デタ判決] <sup>94</sup> 。2011年法により、委員会の次の決定が発効するまでかつ最長2012年12月31日まで決定第13号が適用されると定められた。
(2011年法により、知的所有権法上、ソースの適法性の要件、使用調査の要件が規定された。また、職業目的取得に係る免除・返還制度が創設された。)		
2012年2月9日の決定 (第14号) <sup>95</sup>	決定第13号で暫定的報酬額と定められていたマルチメディアタッチスクリーンタブレットの報酬額を再検討した	製造者団体、製造業者及び販売業者が、決定第14号の無効を求めてコンセイユ・デタに訴えを提起し、コンセイユ・デタにより有効と判断さ

<sup>92</sup> JO, 26 cot. 2010, 13-

<sup>93</sup> JO, 28 janvi. 2011, 35-

<sup>94</sup> 決定第13号の無効判決は、他の無効判決と異なり、無効の遡及効がまったく制限されていない。COPIE FRANCEは、HPに掲載した決定第13号の無効判決のプレスリリース(2014年6月25日)において、権利者は、知的所有権法典及び2001年のEU指令の適用により、衡平な補償を受けなければならない、この要請は、委員会の決定が無効になったとしてもCOPIE FRANCEに報酬を支払わなければならないとした判例によって確認されていると指摘しているが、第13号の無効後、COPIE FRANCEが、具体的などのような対応をとったのかは確認できなかった。なお、無効とされた決定第13号に係る媒体に適用される新たな料金表が決定された際に、当該媒体に新たな料金表が遡及的に適用されるという措置はとられていない。

<sup>95</sup> JO, 21 févri. 2012, 25-

	(決定第 13 号と同額が維持された)。	れた[前掲 2014 年 11 月 19 日コンセイユ・デタ判決]。
2012 年 12 月 14 日の決定(第 15 号) <sup>96</sup>	コンセイユ・デタの無効判決及び 2011 年法を受けて、決定第 11 号・第 13 号の課金媒体の新たな料金表を決定した(決定第 14 号のマルチメディアタッチスクリーンタブレットの報酬額もあわせて改定した)。	製造者団体、製造業者、放送関連業者及び販売業者が、決定第 15 号の無効を求めてコンセイユ・デタに訴えを提起し、コンセイユ・デタにより有効と判断された[前掲 2014 年 11 月 19 日コンセイユ・デタ判決]。
2017 年 6 月 19 日の決定(第 16 号) <sup>97</sup>	NPVR サービスの報酬額を決定した。	

<sup>96</sup> JO, 26 déc. 2012, 68-.

<sup>97</sup> JO, 9 juill. 2017, 6-.

## 第4章 ドイツ及びフランスにおける私的複製に対する報酬制度の概要

### 1. 私的複製に対する報酬制度

#### (1) ドイツ

ドイツにおいては、1965年に現行の著作権法（UrhG）が制定された際に、著作権の制限規定に基づく私的使用のための複製等に対する著作者の利益の補償として私的録音報酬制度が導入された。この法定報酬請求権は EU 情報社会指令における「公正な補償」とも呼応し、現行規定においては、著作物の種類に関係なく、著作物の性質に応じて複製されることが予定される著作物の複製全般を対象とした私的複製報酬制度として規定されている。

#### (2) フランス

フランスにおいては、現行の知的所有権法上、レコード又はビデオグラムに固定された著作物の適法なソースから行われる私的複製に対して報酬請求権が定められている。また、レコード又はビデオグラム以外の媒体に固定された著作物についても、その著作物のデジタル記録媒体への私的複製について報酬請求権が規定されている。

### 2. 報酬の請求権者及び支払義務者

#### (1) ドイツ

ドイツにおける私的複製報酬制度は、著作権の制限規定の適用により許容される複製に対する補償を根拠としているところ、報酬請求権の主体は、著作物等の性質に応じて複製されることが予定される著作物の著作者及び著作隣接権者である。しかし、直接に請求権を行使し報酬を徴収できるのは、個々の著作者等ではなく、法律の規定に基づく契約によって著作者等から報酬請求権の譲渡を受ける著作権等管理団体である。

一方、報酬の支払義務者については、複製を行うために利用される機器・記録媒体の製造者とともに、それらの機器・記録媒体の販売者及び輸入者も報酬義務を負うとされている。

#### (2) フランス

適法なソースからの著作物の私的複製に対して、レコード又はビデオグラムに固定された著作物の著作者、実演家及びレコード又はビデオグラムの製作者が報酬請求権を有する。また、レコード又はビデオグラム以外のデジタル記録媒体に固定された著作物の著作者及び出版者も適法なソースからの著作物の私的複製について報酬請求権を有する。

それらの報酬は著作物の私的使用の複製のために使用することができる記録媒体の製造者、輸入者（EU 域外）又は共同体内取得を実行する者（EU 域内）が支払うとされている。また、2016年法で対象に加えられた NPVR（ネットワーク・パーソナル・ビデオ・レコーダー）サービスについては、ラジオ又はテレビサービスの編集者又は配給者が報酬を支払う旨規定された。

### 3. 対象機器・記録媒体

#### (1) ドイツ

報酬請求権の対象となる機器や記録媒体は、著作物の性質に応じて、著作権の制限規定の適用を受ける複製が予測される機器・記録媒体又はそれらが他の機器・記録媒体あるいはその他複製を行うための装置と結合して利用されるものとされているものの、具体的な機器や媒体については法定されていない。アナログかデジタルかといった複製の方法、形式や態様に関係なく、著作権法上の私的複製を行うことが可能な機器・記録媒体がすべて対象になると解されている。実際の対象機器や記録媒体の特定は、報酬規定の決定により事実上画することとなる。現在、対象となっている機器・記録媒体の主な分類は、①パソコン及び書き込み機、②タブレット、③ハードディスク、④携帯電話（スマートフォン含む）、⑤録音・録画機器、⑥USB メモリー／メモリーカード、⑦録音・録画記録媒体、⑧その他の記録メディアである。

#### (2) フランス

知的所有権法典は、課金対象についての特別の規定は置いていないものの、報酬の支払義務者を定める規定において、「著作物の私的使用の複製のために使用することができる記録媒体」としており、私的複製に対する報酬の課金対象や報酬額を決定する委員会は、この規定を基礎に、著作物の私的使用の複製のために使用することができるすべての記録媒体が課金対象となりうるとして、アナログ記録媒体のみならず、著作物の私的複製に使用することができるすべてのデジタル記録媒体が報酬の対象となると解している。その形式及び提示方法、取出し可能か又は商品化されたいずれかの装置に内蔵されているか、一度だけ書き込めるか又は複数回書き込めるか、著作物の複製用か又はハイブリッドな使用、すなわち音、映像その他のいずれかのデータの複製用かは問わない。現在課金対象となっている媒体は、アナログ記録媒体が①オーディオカセット、②ビデオカセット）であり、デジタル記録媒体が①MD、②CD、③3DVD、④DVHS、⑤取出し可能オーディオメモリ、⑥3.5 インチフロッピーディスク、⑦テレビ・ビデオレコーダー・デコーダー・携帯プレイヤー・居間用機器・携帯電話・カーナビ・カーラジオに内蔵されたメモリ及びハードディスク、⑧汎用メモリーカード、⑨汎用 USB、⑩外部ストレージ媒体（外付け HD・メモリ）、⑪マルチメディアタッチスクリーンタブレットである。また、2017年6月に、NPVR（第三者がクラウド上の記録領域を利用者個人に割り当てて提供するサービス）も課金対象とする旨の決定がなされている。

### 4. 報酬額の決定

#### (1) ドイツ

報酬額は、著作者から報酬請求権の譲渡を受ける著作権管理団体9団体で構成される私的録音録画権センター（ZPÜ）と報酬義務を負う製造業者等の団体（利用者団体）との協議により、両者間で報酬額に関する包括契約が締結され、この包括契約において合意され

た報酬が報酬規程として適用される。

なお、報酬額の決定に当たっては以下の項目を考慮しなければならないとされている。

- ・ 技術的保護手段の適用の程度を考慮したうえで、私的複製のために機器や媒体が典型的に利用される程度を基準とすること。
- ・ 機器の報酬は、機器に内蔵されている記録媒体又は機能的に一体となっている機器・記録媒体による複製を考慮して、全体として相当であるように構成すること。
- ・ 報酬額の決定に際しては、機器の性能、記録媒体の記録容量及び書き込み可能性を考慮すること。
- ・ 報酬は、機器等の製造者を不当に害するものであってはならず、機器等の価格水準と経済的に相当な関係になければならないこと。

## (2) フランス

報酬請求権の対象となる媒体の型、報酬の料率及び支払方法は、国の代表を委員長とし、報酬請求権の受益者を代表する団体が指名する者（2分の1）、記録媒体の製造者又は輸入者を代表する団体が指名する者（4分の1）及び消費者を代表する団体が指名する者（4分の1）で構成される委員会によって決定される。

報酬額は、記録媒体の型や記録可能時間又は容量、ラジオ・テレビサービスの編集者又はその配給者（「編集者等」）が提案するストレージサービスの利用者数及び編集者等が提供するストレージ能力（容量・時間）に応じて決定され、原則として支払義務が発生して1年以降はこれに委員会が行う使用調査（集中管理機関が徴収した報酬額の1%以下がこの調査に充てられる）に基づいた評価を加えて算定される。報酬額は、技術的手段の使用の程度及び技術的手段が私的複製の例外規定の対象となる使用に与える影響も考慮に入れて決定される。また、すでに金銭的補償が為された私的コピー行為に対して報酬を求めることはできないとされ、いわゆる二重課金は禁止される。

## 5. 文化目的事業への支出

### (1) ドイツ

私的複製報酬の徴収を行う著作権管理団体を規律する著作権管理団体法（VGG）は、著作権管理団体に、文化的な意義を有する著作物及び実演の創造を振興すること、権利者のために文化振興の啓発及び支援を行うことを義務づけており、それらが権利管理による収入から支出される場合は、公正な基準に依拠した規定に基づいて行われなければならないと定めている。

### (2) フランス

報酬の25%は、文化目的事業（創作支援活動、生の興行の普及、芸術的・文化的教育の発展、芸術家の育成活動）に使用される。また、報酬の支払行為の時効期間（徴収日から5年）の満了前に報酬の受取人を特定し捜し出すことができなかつたこと等により分配できなかった金額も、文化目的事業に使用される。集中管理機関は、報酬の分配日から3年目

の年の終わりから、これらの金額の全部又は一部を文化目的事業に使用することができるが、権利者は、時効期間の満了前であれば、報酬の支払請求を行うことができる。